

半期報告書

本書は、EDINET (Electronic Disclosure for Investors' NETwork) システムを利用して金融庁に提出した半期報告書の記載事項を、紙媒体として作成したものです。

株式会社ビジネスバンクコンサルティング

(941635)

目 次

【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	4
3 【関係会社の状況】	4
4 【従業員の状況】	5
第2 【事業の状況】	6
1 【業績等の概要】	6
2 【生産、受注及び販売の状況】	8
3 【対処すべき課題】	10
4 【経営上の重要な契約等】	10
5 【研究開発活動】	10
第3 【設備の状況】	11
1 【主要な設備の状況】	11
2 【設備の新設、除却等の計画】	11
第4 【提出会社の状況】	12
1 【株式等の状況】	12
(1) 【株式の総数等】	12
【株式の総数】	12
【発行済株式】	12
(2) 【新株予約権等の状況】	13
(3) 【発行済株式総数、資本金等の状況】	15
(4) 【大株主の状況】	16
(5) 【議決権の状況】	16
【発行済株式】	16
【自己株式等】	16
2 【株価の推移】	17
【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】	17
3 【役員の状況】	17
第5 【経理の状況】	18
1 【中間連結財務諸表等】	19
(1) 【中間連結財務諸表】	19
【中間連結貸借対照表】	19
【中間連結損益計算書】	22

【中間連結剰余金計算書及び中間連結株主資本等変動計算書】	23
【中間連結キャッシュ・フロー計算書】	24
【事業の種類別セグメント情報】	45
【所在地別セグメント情報】	47
【海外売上高】	48
(2) 【その他】	55
2 【中間財務諸表等】	56
(1) 【中間財務諸表】	56
【中間貸借対照表】	56
【中間損益計算書】	59
【中間株主資本等変動計算書】	60
(2) 【その他】	76
第6 【提出会社の参考情報】	77
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	78
監査報告書	巻末

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成18年9月22日
【中間会計期間】	第43期中（自平成18年1月1日至平成18年6月30日）
【会社名】	株式会社ビジネスバンクコンサルティング
【英訳名】	BUSINESS BANK CONSULTING CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 大島 一成
【本店の所在の場所】	東京都新宿区西新宿一丁目25番1号
【電話番号】	03(3343)6680
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 宮武 晴明
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区西新宿一丁目25番1号
【電話番号】	03(3343)6680
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 宮武 晴明
【縦覧に供する場所】	株式会社ジャスダック証券取引所 (東京都中央区日本橋茅場町一丁目4番9号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第41期中	第42期中	第43期中	第41期	第42期
会計期間	自平成16年 1月1日 至平成16年 6月30日	自平成17年 1月1日 至平成17年 6月30日	自平成18年 1月1日 至平成18年 6月30日	自平成16年 1月1日 至平成16年 12月31日	自平成17年 1月1日 至平成17年 12月31日
売上高 (千円)	-	3,288,051	6,949,098	2,187,149	9,183,601
経常損益(は損失) (千円)	-	95,188	2,397,053	57,621	1,216,066
中間(当期)純損益 (は損失) (千円)	-	132,396	94,354	18,603	13,699
純資産額 (千円)	-	948,141	2,733,574	1,028,490	1,416,070
総資産額 (千円)	-	5,616,038	26,659,947	4,114,431	31,686,699
1株当たり純資産額 (円)	-	412.68	594.26	440.00	583.71
1株当たり中間(当 期)純損益金額(は損失) (円)	-	56.68	38.89	7.96	5.91
潜在株式調整後1株 当たり中間(当期) 純利益金額 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	-	16.9	5.4	25.0	4.5
営業活動によるキャ ッシュ・フロー (千円)	-	87,259	1,917	48,354	20,255
投資活動によるキャ ッシュ・フロー (千円)	-	477,151	267,422	1,040,629	1,476,686
財務活動によるキャ ッシュ・フロー (千円)	-	1,227,705	579,544	1,421,115	3,790,672
現金及び現金同等物 の中間期末(期末) 残高 (千円)	-	1,483,453	2,840,360	820,158	3,154,399
従業員数 (外、平均臨時雇用 者数) (人)	- (-)	300 (394)	284 (331)	258 (331)	311 (363)

(注) 1. 第42期中より中間連結財務諸表を作成しております。

2. 売上高には消費税等は含まれておりません。

3. 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額につきましては、第41期及び第42期については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。また第42期中については、1株当たり中間純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。第43期中については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

4. 第43期中より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第41期中	第42期中	第43期中	第41期	第42期
会計期間	自平成16年 1月1日 至平成16年 6月30日	自平成17年 1月1日 至平成17年 6月30日	自平成18年 1月1日 至平成18年 6月30日	自平成16年 1月1日 至平成16年 12月31日	自平成17年 1月1日 至平成17年 12月31日
売上高 (千円)	1,206,472	712,211	542,455	1,883,679	1,965,588
経常損益(は損失) (千円)	100,163	69,547	121,503	36,566	135,235
中間(当期)純損益(は損失) (千円)	55,526	62,598	130,623	12,865	68,934
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-	-	-
資本金 (千円)	257,800	257,800	507,732	257,800	507,732
発行済株式総数 (千株)	2,337	2,337	2,466	2,337	2,466
純資産額 (千円)	1,018,485	1,012,201	1,266,194	1,022,752	1,465,567
総資産額 (千円)	1,476,812	3,389,749	4,486,038	2,007,616	4,967,620
1株当たり純資産額 (円)	435.71	440.57	521.93	437.54	604.11
1株当たり中間(当期)純損益金額(は損失) (円)	23.75	26.80	53.84	5.50	29.73
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額 (円)	-	-	-	-	-
1株当たり中間(年間)配当額 (円)	-	-	-	10	10
自己資本比率 (%)	69.0	29.9	28.2	50.9	29.5
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	41,691	-	-	-	-
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	270,525	-	-	-	-
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	166,981	-	-	-	-
現金及び現金同等物の中間期末(期末)残高 (千円)	426,174	-	-	-	-
従業員数(外、平均臨時雇用者数) (人)	70 (-)	74 (-)	59 (-)	73 (-)	63 (-)

(注) 1. 第41期より連結財務諸表を、第42期中より中間連結財務諸表を、それぞれ作成しているため、第41期、第42期中、第42期及び第43期中のキャッシュ・フロー計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書に係る経営指標等については記載しておりません。

2. 売上高には消費税等は含まれておりません。

3. 持分法を適用した場合の投資利益は、第41期中は、持分法適用対象の関連会社が存在しないため、第41期及び第42期中、第42期、第43期中は連結財務諸表及び中間連結財務諸表を作成しているため、記載しておりません。

4. 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額は、第41期中及び第41期、第42期については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。また第42期中については、1株当たり中間純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。第43期中については、1株当たり中間純損失であり、また、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

5. 第43期中より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。

2【事業の内容】

当中間連結会計期間における、各部門に係わる主な変更点と主な異動は次のとおりです。

<コンサルティング事業>

連結子会社株式会社B・B・インベストメントを新たに設立し、当該子会社はコーポレートアドバイザーサービスとして、M&A・事業再生コンサルティング及びフィナンシャルアドバイザーサービス等を行っております。

また、医療情報システム導入コンサルティングを事業目的とする株式会社メディカルネットバンクの株式を売却し、当中間連結会計期間において連結の範囲から除外しております。

<施設運営事業>

主な事業内容及び主な関係会社の異動はありません。

<債権・不動産投資事業>

当中間連結会計期間において、有限会社コーテン・インベストメント、有限会社E・A・キャピタル、有限会社S・K・キャピタル他4社のファンド等を組成しており、当社はこれら7社を新たに連結の範囲に含めております。

<機器販売その他事業>

当中間連結会計期間において、当該事業を営む株式会社メディカルネットバンクの株式を売却し、当中間連結会計期間において連結の範囲から除外しております。

3【関係会社の状況】

1. 当中間連結会計期間において、以下の会社が新たに当社の関係会社となりました。

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業の内容	議決権の所有割合(%)	関係内容
(連結子会社) 株)B・B・インベストメント (注)2	東京都新宿区	30,000	コンサルティング事業	100.0	役員の兼任あり(2名)
(有)コーテン・インベストメント (注)3.4.5	東京都中央区	3,000	債権・不動産投資事業	()	
(有)E・A・キャピタル (注)3.4	東京都中央区	3,000	債権・不動産投資事業	100.0 (100.0)	
(有)S・K・キャピタル (注)3.4	東京都中央区	3,000	債権・不動産投資事業	100.0 (100.0)	
その他4社					

(注)1. 主要な事業の内容欄には、事業の種類別セグメントの名称を記載しております。

2. 株式会社B・B・インベストメントは、みなし取得日を平成18年6月30日としているため、貸借対照表のみ連結しております。

3. 議決権の所有割合の()内は、間接所有割合で内数であります。

4. 当社の連結子会社が当該会社を新規設立したことにより、当中間連結会計期間から連結の範囲に含めております。

5. 株式会社ユニファイド・キャピタル・ジャパンが100%子会社として設立した後、倒産隔離を目的としてその出資金の全額を現物出資することによってLLC(リミテッド・ライアビリティー・カンパニー)を設立しております。株式会社ユニファイド・キャピタル・ジャパンは当該会社に対する議決権を有しておりませんが、当社は株式会社ユニファイド・キャピタル・ジャパンが実質的意思決定に関与する立場にあると判断し、連結子会社としております。

2. 株式会社メディカルネットバンクについては、株式の売却により、当中間連結会計期間において連結の範囲から除外しております。なお、同社については、みなし売却日を平成18年3月31日としているため、損益計算書については平成18年1月1日より平成18年3月31日まで連結し、貸借対照表については連結していません。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成18年6月30日現在

事業の種類別セグメントの名称	従業員数(人)	
コンサルティング事業	72	(1)
施設運営事業	193	(330)
債権・不動産投資事業	19	(-)
機器販売その他事業	-	(-)
合計	284	(331)

(注) 1. 従業員数は、就業人員数であり、臨時雇用者の平均人員数を()に外数で記載しております。

2. 従業員数が前連結会計年度に比べ27名減少いたしましたのは、主に連結子会社の売却等によるものであります。

(2) 提出会社の状況

平成18年6月30日現在

従業員数(人)	59
---------	----

(注) 従業員数は、就業人員数であり、臨時雇用者はありません。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1)業績

当中間連結会計期間における我が国経済を概観いたしますと、GDP、企業設備投資、物価指数、有効求人倍率等の指標を見る限りは景気の拡大は順調に続いておりますが、消費支出は依然として力強さに欠け、また原油高や不透明な中東情勢など不安定要因が払拭されず、景気拡大は継続しているものの力強さを伴う拡大とはいえない状況でありました。

コンサルティング事業につきましては、企業の情報化投資は引き続き拡大しておりますが、競合環境は厳しさを増し、さらに企業の厳しいコスト意識とあいまって、受注額・単価は依然として低下・抑制圧力が続いております。また株式公開を目指す企業やM & Aを経営手段として検討する企業は引き続き増加しており、コーポレートアドバイザーサービスへのニーズは堅調に推移いたしました。

施設運営事業は体制の見直しとコスト削減の徹底により黒字基調が定着し、また債権・不動産投資事業につきましては、引き続き順調に事業を展開してまいりました。

これらの結果、当中間連結会計期間の業績につきましては連結売上高6,949百万円(対前年同期比111.3%増)、連結営業利益2,567百万円(前年同期は連結営業損失160百万円)、連結経常利益2,397百万円(前年同期は連結経常損失95百万円)、連結中間純利益94百万円(前年同期は連結中間純損失132百万円)となりました。

なお、上記連結売上高、連結営業利益、連結経常利益につきましては、前連結会計年度より株式会社ユニファイド・キャピタル・ジャパンを連結子会社としたことにより、同社の運営するファンドを連結対象としており、ファンド全体の売上高、営業利益、経常利益が当社の連結財務諸表に計上され、ファンドに出資しております外部の投資家に帰属する利益について、匿名組合損益分配金として特別損益項目加減算後に控除し、税金等調整前中間純利益を計算しております。

事業の種類別セグメントの業績は次のとおりであります。

(コンサルティング事業)

ERPを中心とするシステム導入コンサルティングにつきましては、財務・会計・人事のエキスパートであるコンサルタントが顧客の経営状況や業務内容を的確に把握し、顧客の経営・業務改善ニーズに即したソリューションを提供することで他社との差別化を図り、競争力を発揮してまいりました。このような会計等の専門的知識とITソリューションを融合させたサービスを提供することにより、既存顧客の信頼を得るとともに、新規の顧客も着実に増加しております。また当社のコンサルタントが会計業務とシステムソリューションに通じているという特長を活かし、高い付加価値と競争力が期待できる新しいコンサルティングサービスとして、日本版SOX法対応コンサルティングを開始し、複数社からの受注を獲得しております。

総合人材育成アウトソーシングサービス(BLB)につきましては景気拡大に伴い、企業における人材活性化・育成のニーズ、予算化の動きが活発化しており、一般企業のみならず学校法人・公的機関も含めた幅広い層の顧客から受注実績が上がっております。

コーポレートアドバイザーサービスにつきましては、株式公開支援における2件の成功実績を踏まえて、株式公開を目指す新たな顧客の支援作業を行っており、また、M & A・事業再生につきましても支援コンサルティングを実施しております。

一方連結子会社であった株式会社メディカルネットバンクにつきましては、当社による事業立上支援の段階を終了したとの判断により、その全株式を譲渡し、新しい成長分野へ経営資源をシフトいたしました。

これらの結果、受注は概ね好調に推移したものの、当中間連結会計期間の売上計上に寄与できない案件もあり、また下期以降に見込まれる日本版SOX法対応コンサルティングをはじめとする事業強化のため、先行して採用した要員等のコストが発生しており、コンサルティング事業の売上高は693百万円(対前年同期比11.6%減)、営業損失は222百万円(対前年同期比15.7%減)となりました。

(施設運営事業)

2社の連結子会社、株式会社中野サンプラザ及び株式会社ソフトハウス、また、持分法適用関連会社株式会社まちづくり中野21は、施設運営事業を行っております。これら関係会社による施設運営事業の業績は、継続的な営業活動による売上の確保やコスト削減への熱心な取り組みと、コーポレートアドバイザーサービスによる事業再生コンサルティングの成果により、順調に推移し、売上高は2,529百万円(対前年同期比1.8%増)、営業利益122百万円(対前年同期比20.0%増)となりました。

(債権・不動産投資事業)

前連結会計年度に当社グループの一員となりました株式会社ユニファイド・キャピタル・ジャパン、株式会社オークツリー・インベストメント他36社は債権・不動産投資事業を行っております。株式会社ユニファイド・キャピタル・ジャパンがファンドを組成し、そのファンドを通じて金融機関から債権を購入し、回収または担保不動産を売却する、あるいは不動産を購入して当該不動産の再生により価値を高め、不動産収入を得る、または売却する等の手法により利益を得ております。なお、株式会社ユニファイド・キャピタル・ジャパンが運営するファンドは19社、倒産隔離のための海外子会社は15社あり、連結財務諸表作成上、これらを連結対象とした結果、当中間連結会計期間における債権・不動産投資事業の売上高は3,716百万円、営業利益2,664百万円となりました。

(機器販売その他事業)

当社グループは、システム導入コンサルティングに伴う機器販売等の事業を行っておりますが、当中間連結会計期間の売上高は8百万円(対前年同期比52.1%減)、営業利益3百万円(対前年同期比473.0%増)となりました。

(2) キャッシュ・フロー

当中間連結会計期間における現金及び現金同等物は、税金等調整前中間純利益が528百万円であり、株式会社メディカルネットバンクの株式を売却したことによる収入、及び購入債権の減少等が発生した一方、法人税等の支払が224百万円であった他、たな卸資産の増加、営業投資有価証券の取得、短期借入金の減少、匿名組合出資預り金の減少、匿名組合営業者借入金の減少等の影響により前連結会計年度と比較し314百万円減少し、当中間連結会計期間末には2,840百万円となりました。

当中間連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は、次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは、購入債権の減少が7,451百万円、減価償却費が131百万円及び税金等調整前中間純利益528百万円を計上した一方、子会社株式売却益が153百万円、たな卸資産の増加額が2,832百万円であったこと、営業投資有価証券の増加額282百万円、匿名組合出資預り金の減少額2,773百万円及び匿名組合営業者借入金の減少額2,078百万円があったこと等により、全体として1百万円の減少となりました。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは、連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却が192百万円、敷金及び保証金の返還による収入が200百万円あった一方、有形固定資産の取得による支出119百万円及び特定目的会社に対する出資による支出3百万円があったこと等により、全体として267百万円の増加となりました。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは、短期借入金の減少274百万円、長期借入金の返済による支出が302百万円あったこと等により、全体として579百万円の減少となりました。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当中間連結会計期間の生産実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	当中間連結会計期間 (自 平成18年 1月 1日 至 平成18年 6月30日)	前年同期比(%)
コンサルティング事業(千円)	658,361	96.6
合計(千円)	658,361	96.6

- (注) 1. 金額は売上原価によっております。
2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 商品仕入実績

当中間連結会計期間の機器類仕入実績は、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	当中間連結会計期間 (自 平成18年 1月 1日 至 平成18年 6月30日)	前年同期比(%)
機器販売その他事業(千円)	5,420	29.0
合計(千円)	5,420	29.0

- (注) 1. 金額は仕入価格によっております。
2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 受注状況

当中間連結会計期間の受注状況を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

区分	受注高(千円)	前年同期比(%)	受注残高(千円)	前年同期比(%)
コンサルティング事業	688,791	86.9	211,823	76.7
機器販売その他事業	8,549	38.6	0	-
合計	697,341	85.6	211,823	75.5

- (注) 1. 上記の金額は販売価格によっております。
2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
3. 当中間連結会計期間のコンサルティング事業及び機器販売その他事業のそれぞれの受注残高は株式会社メディカルネットバンクに係るものを控除した金額となっております。

(4) 販売実績

当中間連結会計期間の販売実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	当中間連結会計期間 (自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日)	前年同期比(%)
コンサルティング事業(千円)	693,947	88.4
施設運営事業(千円)	2,529,825	101.8
債権・不動産投資事業(千円)	3,716,776	-
機器販売その他事業(千円)	8,549	47.9
合計(千円)	6,949,098	211.3

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 前連結会計年度より、株式会社ユニファイド・キャピタル・ジャパン及びその子会社を連結子会社に含めたことにより、債権・不動産投資事業を新たな事業区分として追加しております。

(5) 投資の状況

当中間連結会計期間のコンサルティング事業における営業投資有価証券に係る投資状況は、次のとおりであります。

投資実行額

証券種類	当中間連結会計期間 (自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日)	
	金額(千円)	会社数(社)
株式	243,000	3
新株予約権	39,660	(1)
合計	282,660	3

(注) 1. 新株予約権の会社数のうち、括弧書きのものは、株式の投資も行っているため、合計に含まない会社数を表しております。

2. 上記のほか3社について、無償にて新株予約権を受領しております。

投資残高

証券種類	当中間連結会計期間 (自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日)	
	金額(千円)	会社数(社)
株式	392,655	5
新株予約権	39,660	(1)
合計	432,315	5

(注) 1. 新株予約権の会社数のうち、括弧書きのものは、株式の投資も行っているため、合計に含まない会社数を表しております。

2. 金額は未上場株式及び新株予約権は取得原価、上場株式は時価によっております。

3. 上記のほか3社について、無償にて新株予約権を受領しております。

投資先企業の公開状況

当中間連結会計期間(自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日)において上場した投資先はありません。

3【対処すべき課題】

当中間連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について、重要な変更はありません。

4【経営上の重要な契約等】

平成18年6月1日、当社は株式会社東京リート（現社名；株式会社パレックス）との間で平成18年10月1日を効力発生日とする株式交換契約を締結いたしました。当該契約において、株式会社東京リーートの普通株式1株に対し当社の普通株式84.41株を割り当て交付する予定でありました。しかしながらその後、慎重な検討を重ねた結果、平成18年8月25日開催の取締役会の承認を得て、当該株式交換契約を合意解除いたしました。

5【研究開発活動】

当中間連結会計期間において、特記すべき研究開発活動はありません。

第3【設備の状況】

1【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2【設備の新設、除却等の計画】

当社グループの設備投資については、景気予測、業界動向、投資効率等を総合的に勘案して行っております。設備計画は原則的に連結会社各社が個別に行っております。

当中間連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、除却、売却等の計画はありません。

前連結会計年度において計画中であった重要な設備の新設計画・除却計画について、当中間連結会計期間に完了したものは、次のとおりであります。

(1) 重要な設備の新設

会社名 事業所名	所在地	事業の種類別 セグメントの名称	設備の内容	投資金額		資金調達 方法	着手及び完了年月		完成後の 増加能力
				総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完了	
(株)ユニファイド・ キャピタル・ ジャパン(新)本社	東京都中央区	債権・不動産 投資事業	建物・建物 附属設備等	53,657	53,657	自己資金	平成17年 12月	平成18年 4月	本社移転に伴う ものため増加 能力はありません。

(注) 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

(2) 重要な設備の除却

会社名 事業所名	所在地	事業の種類別 セグメントの名称	設備の内容	減少額	除却等の年月	除却等による減少能力
				帳簿価額 (千円)		
(株)ユニファイド・ キャピタル・ ジャパン(旧)本社	東京都中央区	債権・不動産投資 事業	建物・建物附属設 備等	12,815	平成18年4月	本社移転に伴うものため 減少能力はありません。

(注) 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	9,350,000
計	9,350,000

(注)平成18年4月14日開催の取締役会決議により、平成18年7月1日付で株式分割に伴う定款の変更が行われ、発行可能株式総数は9,350,000株増加し、18,700,000株となっております。

【発行済株式】

種類	中間会計期間末 現在発行数(株) (平成18年6月30日)	提出日現在発行数(株) (平成18年9月22日)	上場証券取引所名	内容
普通株式	2,466,000	4,932,000	ジャスダック証券取引所	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
計	2,466,000	4,932,000	-	-

(注)1.「提出日現在発行数」欄には、平成18年9月1日からこの半期報告書提出日までの新株予約権及び新株予約権付社債の権利行使により発行された株式数は含まれておりません。

2.当社は平成18年4月14日開催の取締役会決議に基づき、平成18年6月30日を割当基準日、平成18年7月1日を効力発生日として、普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。

(2) 【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

平成18年3月30日定時株主総会決議 平成18年3月31日取締役会決議

	中間会計期間末現在 (平成18年6月30日)	提出日の前月末現在 (平成18年8月31日)
新株予約権の数(個)	241,200	241,200
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	241,200	482,400(注)3
新株予約権の行使時の払込金額(円)	4,988	2,494(注)3
新株予約権の行使期間	自 平成18年4月10日 至 平成28年3月29日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 4,988 資本組入額 2,494	発行価格 2,494(注)3 資本組入額 1,247(注)3
新株予約権の行使の条件	(注)1	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)2	同左
代用払込みに関する事項	-	-

平成18年3月30日定時株主総会決議 平成18年3月31日取締役会決議

	中間会計期間末現在 (平成18年6月30日)	提出日の前月末現在 (平成18年8月31日)
新株予約権の数(個)	8,800	8,800
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	8,800	17,600(注)3
新株予約権の行使時の払込金額(円)	4,988	2,494(注)3
新株予約権の行使期間	自 平成20年4月10日 至 平成28年3月29日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 4,988 資本組入額 2,494	発行価格 2,494(注)3 資本組入額 1,247(注)3
新株予約権の行使の条件	(注)1	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)2	同左
代用払い込みに関する事項	-	-

(注)1. 新株予約権者のうち、当社及び当社子会社の役員、従業員は、権利行使時において当社または当社の子会社の役員および使用人の地位にあることを要します。ただし、任期満了による退任、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではありません。新株予約権者のうち、顧問等については、権利行使時においても同様の地位であることを要します。ただし、取締役会が承認した場合はこの限りではありません。

新株予約権者は、権利行使時において、当該行使にかかる新株予約権発行の日以降、破産宣告を受けていないこと、法令ならびに当社または当社の子会社の内部規律に違反する行為がないことを要します。

2. 新株予約権の譲渡、質入その他の処分をすることができないものとしております。

新株予約権者の相続人は、本新株予約権を行使することができないものとしております。

3. 平成18年4月14日開催の取締役会決議により、平成18年6月30日を割当基準日とし、平成18年7月1日を効力発生日として、普通株式1株を2株の割合にて分割しており、平成18年7月1日以後「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」を下記の算式により調整しております。

株式数の調整

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、株式分割または株式併合を行った時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

払込金額の調整

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行後、時価を下回る価額で新株の発行（新株予約権による権利行使の場合を除く）または自己株式を処分する場合、次の算式により払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、当社が資本の減少、合併または株式分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた時は、資本の減少、合併、または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲内で行使価額を調整するものとします。

新株予約権付社債は、次のとおりであります。
平成18年7月10日取締役会決議

第1回無担保転換社債型新株予約権付社債		
	中間会計期間末現在 (平成18年6月30日)	提出日の前月末現在 (平成18年8月31日)
新株予約権付社債の残高(千円)	-	600,000
新株予約権の数(個)	-	24
新株予約権の目的となる株式の種類	-	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	-	(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	-	(注)2
新株予約権の行使期間	-	自平成18年7月27日 至平成21年7月11日 (注)3
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	-	(注)4
新株予約権の行使の条件	-	(注)5
新株予約権の譲渡に関する事項	-	(注)6
代用払込みに関する事項	-	-

(注)1. 本新株予約権の行使請求により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分する数は、行使請求に係る本社債の発行価額の総額を転換価額で除した数とします。但し、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行いません。また本新株予約権の行使により単元未満株式(1単元の株式の数は100株)が発生する場合、会社法第192条に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により精算します。なお、転換価額が調整される場合には、かかる調整後の金額を指すものとします。

2. 各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該本新株予約権に係る本社債とし、当該本社債の払込金額と同額とするものとします。

転換価額は、当初1,215円とします。

当社は、当社が本新株予約権付社債の発行後、当社普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式をもって転換価額を調整するものとします。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株当たりの発行・処分価額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

3. 平成18年7月27日から平成21年7月11日までの間いつでも本新株予約権を行使することができるものとします。但し、当社の選択による本社債の繰上償還の場合は、償還日の3営業日前の日まで、本社債権者の選択による本社債の繰上償還の場合は、所定の償還請求書及び当該本新株予約権付社債券が償還金支払場所(株式会社ビジネスバンクコンサルティング 管理本部)に預託されたときまで、また期限の利益の喪失の場合には、期限の利益の喪失時までとする上記のいずれの場合も、平成21年7月11日より後に本新株予約権を行使することはできないものとします。

4. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の当社普通株式1株の資本組入額は、当社普通株式1株の発行価額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げた額とします。

5. 各新株予約権の一部行使はできないものとします。

6. 会社法第254条第2項本文および第3項本文の定めにより、本社債と本新株予約権のうち一方のみを譲渡することはできないものとします。

(3)【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総数 残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額(千円)	資本準備金 残高(千円)
平成18年1月1日～ 平成18年6月30日	-	2,466,000	-	507,732	-	513,182

(注)平成18年7月1日付をもって、1株を2株に株式分割し、発行済株式総数が2,466,000株増加しております。

(4) 【大株主の状況】

平成18年6月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
大島 一成	東京都中野区	876.0	35.52
株式会社アーティストハウスホールディングスAHIA常任代理人口	東京都渋谷区渋谷3-27-11	128.5	5.21
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町1-2-10	90.4	3.67
株式会社二ナファームジャパン	東京都中央区銀座7-13-10	77.8	3.15
寺島 順子	千葉県野田市	70.0	2.84
和田 隆久	東京都目黒区	68.5	2.78
日興コーディアル証券株式会社	東京都中央区日本橋兜町6-5	61.9	2.51
エムエルビーエフエスカストディー 常任代理人 メリルリンチ日本証券株式会社	東京都中央区日本橋1-4-1 日本橋一丁目ビルディング	61.4	2.49
エヌ・エス・アール株式会社	東京都中央区銀座7-13-10 日本興亜銀座ビル9F	49.2	1.99
箱岩 哲	東京都港区	40.1	1.63
計	-	1,523.8	61.79

(5) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成18年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 40,000	-	権利内容に何ら限定 のない当社における 標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 2,425,900	24,259	同上
単元未満株式	普通株式 100	-	-
発行済株式総数	2,466,000	-	-
総株主の議決権	-	24,259	-

【自己株式等】

平成18年6月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式 数(株)	他人名義所有株式 数(株)	所有株式数の合 計(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
株式会社ビジネスバンク コンサルティング	東京都新宿区 西新宿1-25-1	40,000	-	40,000	1.62
計	-	40,000	-	40,000	1.62

2【株価の推移】

【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成18年1月	2月	3月	4月	5月	6月
最高(円)	5,200	4,580	5,300	5,030	4,290	3,380 1,500
最低(円)	3,150	3,020	3,640	4,110	2,700	2,480 1,361

- (注) 1. 最高・最低株価は、ジャスダック証券取引所におけるものであります。
2. 印は、株式分割による権利落後の株価であります。

3【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当半期報告書の提出日までの役員の異動は、以下のとおりであります。

新任役員

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	所有株式数 (千株)	就任年月日
取締役	-	田原 弘之	昭和28年1月1日生	昭和50年4月 山一証券(株)入社 平成6年4月 同社企業開発部長 平成10年2月 日興証券(株)入社 企業情報部長 平成13年3月 同社執行役員 法人ビジネス本部長 平成15年3月 日興ビジネスシステムズ(株) 常務執行役員 平成15年7月 (株)コア・コンピタンス・コーポレー ション設立 代表取締役社長(現 任) 平成18年6月 (株)B.B.インベストメント(当社子 会社)代表取締役会長(現任) 平成18年8月 当社取締役(現任)	-	平成18年 8月29日

第5【経理の状況】

1. 中間連結財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

(1) 当社の中間連結財務諸表は「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

前中間連結会計期間(平成17年1月1日から平成17年6月30日まで)は、改正前の中間連結財務諸表規則に基づき、当中間連結会計期間(平成18年1月1日から平成18年6月30日まで)は、改正後の中間連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

ただし、前中間連結会計期間(平成17年1月1日から平成17年6月30日まで)については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成16年1月30日内閣府令第5号)附則第3項のただし書きにより、改正前の中間連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

(2) 当社の中間財務諸表は「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

前中間会計期間(平成17年1月1日から平成17年6月30日まで)は、改正前の中間財務諸表等規則に基づき、当中間会計期間(平成18年1月1日から平成18年6月30日まで)は、改正後の中間財務諸表等規則に基づいて作成しております。

ただし、前中間会計期間(平成17年1月1日から平成17年6月30日まで)については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成16年1月30日内閣府令第5号)附則第3項のただし書きにより、改正前の中間財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、前中間連結会計期間(平成17年1月1日から平成17年6月30日まで)及び前中間会計期間(平成17年1月1日から平成17年6月30日まで)の中間財務諸表については、あずさ監査法人により中間監査を受けております。

また、当中間連結会計期間(平成18年1月1日から平成18年6月30日まで)の中間連結財務諸表並びに当中間会計期間(平成18年1月1日から平成18年6月30日まで)の中間財務諸表について、大有ゼネラル監査法人により中間監査を受けております。

なお、当社の会計監査人は次のとおり交代しております。

前中間連結会計期間及び前中間会計期間 あずさ監査法人

当中間連結会計期間及び当中間会計期間 大有ゼネラル監査法人

当初大有ゼネラル監査法人と新栄監査法人と共同で監査業務を行ってまいりましたが、平成18年9月1日をもって両監査法人は合併し、大有ゼネラル監査法人が存続法人となっております。

1 【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

【中間連結貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成17年6月30日)		当中間連結会計期間末 (平成18年6月30日)		前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成17年12月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
(資産の部)							
流動資産							
1. 現金及び預金	2	1,633,330		4,613,941		4,002,052	
2. 売掛金		631,390		439,067		1,049,235	
3. 有価証券	2	51,831					
4. 営業投資有価証券		569,550		432,315		223,655	
5. たな卸資産	2	85,103		8,247,971		5,465,150	
6. 購入債権	2			9,311,707		16,762,731	
7. その他	2	462,316		377,590		685,228	
貸倒引当金		26,382		229,775		226,683	
流動資産合計		3,407,140	60.7	23,192,817	87.0	27,961,370	88.2
固定資産							
1. 有形固定資産	1,2						
(1) 土地		412,047		412,047		412,047	
(2) その他		245,127	657,175	331,578	743,625	279,212	691,260
2. 無形固定資産							
(1) ソフトウェア		316,193		212,671		301,440	
(2) 連結調整勘定		27,083		1,179,407		1,347,130	
(3) その他		23,504	366,781	42,717	1,434,797	19,251	1,667,823
3. 投資その他の資産							
(1) 投資有価証券	2	789,337		786,705		793,217	
(2) 敷金及び保証金		350,580		352,914		350,443	
(3) その他		46,322		151,016		225,630	
貸倒引当金		1,298	1,184,941	1,930	1,288,706	3,045	1,366,245
固定資産合計		2,208,898	39.3	3,467,129	13.0	3,725,329	11.8
資産合計		5,616,038	100.0	26,659,947	100.0	31,686,699	100.0

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成17年6月30日)		当中間連結会計期間末 (平成18年6月30日)		前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成17年12月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
(負債の部)							
流動負債							
1. 買掛金		184,099		191,320		294,086	
2. 短期借入金	2	1,400,000		670,000		834,000	
3. 一年以内返済予定の 長期借入金	2	39,492		568,488		714,492	
4. 未払法人税等		30,797		217,320		219,929	
5. 賞与引当金		20,898		34,837		53,799	
6. その他	2	480,979		892,989		1,252,000	
流動負債合計		2,156,267	38.4	2,574,955	9.7	3,368,307	10.6
固定負債							
1. 社債		700,000		700,000		700,000	
2. 長期借入金	2	428,983		11,522,936		13,887,430	
3. 匿名組合出資預り金				8,023,245		10,796,475	
4. 繰延税金負債		115,625					
5. 退職給付引当金		31,857		38,290		34,525	
6. 役員退職慰労引当金		1,226					
7. 連結調整勘定		75,376		167,475		159,933	
8. その他		89,306		899,469		89,153	
固定負債合計		1,442,375	25.7	21,351,417	80.1	25,667,519	81.0
負債合計		3,598,643	64.1	23,926,373	89.8	29,035,826	91.6
(少数株主持分)							
少数株主持分		1,069,254	19.0			1,234,801	3.9
(資本の部)							
資本金		257,800	4.6			507,732	1.6
資本剰余金		263,250	4.7			513,182	1.6
利益剰余金		304,150	5.4			450,246	1.4
その他有価証券 評価差額金		180,100	3.2			2,069	0.0
自己株式		57,160	1.0			57,160	0.1
資本合計		948,141	16.9			1,416,070	4.5
負債、少数株主持分 及び資本合計		5,616,038	100.0			31,686,699	100.0

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成17年6月30日)		当中間連結会計期間末 (平成18年6月30日)		前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成17年12月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
(純資産の部)							
株主資本							
1. 資本金				507,732	1.9		
2. 資本剰余金				513,182	1.9		
3. 利益剰余金				520,340	2.0		
4. 自己株式				57,160	0.2		
株主資本合計				1,484,095	5.6		
評価・換算差額等							
1. その他有価証券 評価差額金				42,420	0.2		
評価・換算差額等合計				42,420	0.2		
少数株主持分				1,291,898	4.8		
純資産合計				2,733,574	10.2		
負債純資産合計				26,659,947	100.0		

【中間連結損益計算書】

区分	注記番号	前中間連結会計期間 (自 平成17年1月1日 至 平成17年6月30日)		当中間連結会計期間 (自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日)		前連結会計年度の 要約連結損益計算書 (自 平成17年1月1日 至 平成17年12月31日)				
		金額(千円)	百分比 (%)	金額(千円)	百分比 (%)	金額(千円)	百分比 (%)			
売上高	1.2		3,288,051	100.0		6,949,098	100.0		9,183,601	100.0
売上原価	1.2		2,754,937	83.8		3,221,963	46.4		6,209,697	67.6
売上総利益			533,113	16.2		3,727,134	53.6		2,973,903	32.4
販売費及び一般管理費	3		693,667	21.1		1,159,372	16.7		1,673,415	18.2
営業利益(損失)			160,553	4.9		2,567,762	36.9		1,300,488	14.2
営業外収益										
1. 売買目的有価証券運用益		69,386						71,722		
2. 連結調整勘定償却額		8,375			11,829			25,844		
3. 自動販売機受取手数料		9,669			3,654			23,617		
4. 受取協賛金					8,290			10,076		
5. その他		15,650	103,081	3.1	14,212	37,986	0.6	28,857	160,118	1.7
営業外費用										
1. 支払利息		16,938			204,615			153,152		
2. 持分法による投資損失		7,144						7,144		
3. 金融商品関連費用		5,832								
4. その他		7,801	37,716	1.1	4,080	208,695	3.0	84,242	244,540	2.6
経常利益(損失)			95,188	2.9		2,397,053	34.5		1,216,066	13.3
特別利益										
1. 固定資産売却益	4				244					
2. 持分変動利益		5,811						5,811		
3. 役員退職慰勞引当金当期戻入益								233		
4. 子会社株式売却益	5		5,811	0.2	153,426	153,671	2.2		6,044	0.1
特別損失										
1. 固定資産除却損	6	2,176			27,464			2,717		
2. 固定資産売却損	7		2,176	0.1	1,544	29,009	0.4		2,717	0.1
匿名組合損益分配前税金等調整前中間(当期)純利益(損失)			91,553	2.8		2,521,715	36.3		1,219,393	13.3
匿名組合損益分配金						1,993,045	28.7		937,400	10.2
税金等調整前中間(当期)純利益(損失)			91,553	2.8		528,670	7.6		281,993	3.1
法人税、住民税及び事業税		61,058			237,950			244,680		
法人税等調整額		5,133	55,924	1.7	24,577	262,528	3.8	23,028	221,652	2.4
少数株主利益(損失)			15,081	0.5		171,786	2.5		46,642	0.5
中間(当期)純利益(損失)			132,396	4.0		94,354	1.3		13,699	0.2

【中間連結剰余金計算書及び中間連結株主資本等変動計算書】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間 (自 平成17年1月1日 至 平成17年6月30日)		前連結会計年度の 連結剰余金計算書 (自 平成17年1月1日 至 平成17年12月31日)	
		金額(千円)		金額(千円)	
(資本剰余金の部)					
資本剰余金期首残高			263,250		263,250
資本剰余金増加高					
1. 増資による新株発行				249,932	249,932
資本剰余金中間期末(期末)残高			263,250		513,182
(利益剰余金の部)					
利益剰余金期首残高			459,922		459,922
利益剰余金増加高					
1. 中間(当期)純利益				13,699	13,699
利益剰余金減少高					
1. 配当金		23,375		23,375	
2. 中間(当期)純損失		132,396	155,771		23,375
利益剰余金中間期末(期末)残高			304,150		450,246

当中間連結会計期間(自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成17年12月31日残高(千円)	507,732	513,182	450,246	57,160	1,414,001
中間連結会計期間中の変動額					
剰余金の配当			24,260		24,260
中間純利益			94,354		94,354
株主資本以外の項目の中間連結 会計期間中の変動額(純額)					
中間連結会計期間中の変動額合計 (千円)	-	-	70,094	-	70,094
平成18年6月30日残高(千円)	507,732	513,182	520,340	57,160	1,484,095

	評価・換算差額等		少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計		
平成17年12月31日残高(千円)	2,069	2,069	1,234,801	2,650,872
中間連結会計期間中の変動額				
剰余金の配当				24,260
中間純利益				94,354
株主資本以外の項目の中間連結 会計期間中の変動額(純額)	44,489	44,489	57,096	12,606
中間連結会計期間中の変動額合計 (千円)	44,489	44,489	57,096	82,701
平成18年6月30日残高(千円)	42,420	42,420	1,291,898	2,733,574

【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

		前中間連結会計期間 (自 平成17年1月1日 至 平成17年6月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日)	前連結会計年度の要約連結 キャッシュ・フロー計算書 (自 平成17年1月1日 至 平成17年12月31日)
区分	注記 番号	金額(千円)	金額(千円)	金額(千円)
営業活動によるキャッシュ・フロー				
税金等調整前中間(当期)純利益 (損失)		91,553	528,670	281,993
減価償却費		60,211	131,351	187,905
連結調整勘定償却額		6,949	124,006	90,440
貸倒引当金の増加額		9,934	1,977	8,085
賞与引当金の減少額		1,800	13,380	2,904
役員退職慰労引当金の増減額		993	-	233
退職給付引当金の増加額		1,986	3,765	4,654
受取利息及び配当金		1,971	519	11,981
持分法による投資損失		7,144	-	7,144
売買目的有価証券運用益		69,386	-	71,722
支払利息		16,938	204,615	153,152
金融商品関連費用		5,832	-	-
持分変動利益		5,811	-	5,811
固定資産除却損		2,176	21,988	2,717
子会社株式売却益		-	153,426	-
売上債権の増減額		155,140	502,579	235,469
購入債権の増減額		-	7,451,024	1,942,259
たな卸資産の増減額		11,818	2,832,011	251,307
仕入債務の増減額		100,048	47,162	9,937
使途制限普通預金の増減額		-	841,227	15,009
営業投資有価証券の増減額		2,000	282,660	41,345
未収入金の増減額		79,028	121,446	144,781
前渡金の増加額		-	65,443	1,751
前受金の増加額		-	232,075	12,123
預り金の増減額		-	205,426	163,767
預り保証金の増加額		38,012	447,440	39,140
未払費用の増減額		66,767	58,351	62,569
未払金の増減額		58,360	49,208	35,123
匿名組合出資預り金の増減額		-	2,773,230	2,928,646
匿名組合営業者借入金 の減少額		-	2,078,305	1,463,937
その他		11,638	60,887	29,943
小計		51,952	408,114	314,019
利息及び配当金の受取額		303	2,114	10,415
利息の支払額		20,080	194,136	137,633
法人税等の支払額		82,764	224,283	233,780
法人税等の還付額		67,234	6,272	67,234
営業活動によるキャッシュ・フロー		87,259	1,917	20,255

		前中間連結会計期間 (自 平成17年1月1日 至 平成17年6月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日)	前連結会計年度の要約連結 キャッシュ・フロー計算書 (自 平成17年1月1日 至 平成17年12月31日)
区分	注記 番号	金額(千円)	金額(千円)	金額(千円)
投資活動によるキャッシュ・フロー				
有形固定資産の取得による支出		29,456	119,328	54,460
有形固定資産の売却による収入		-	2,830	-
無形固定資産の取得による支出		178,479	81,144	240,965
投資有価証券の売却による収入		-	5,500	-
有価証券の取得による支出		1,027,826	-	1,121,258
有価証券の売却による収入		1,065,127	-	1,193,193
新規連結子会社の取得による支出		39,789	-	1,106,096
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却		-	192,928	-
敷金及び保証金の差入による支出		-	40,138	7,771
敷金及び保証金の返還による収入		-	200,839	553
短期貸付による支出		135,000	5,000	435,000
短期貸付の回収による収入		-	100,000	338,000
長期貸付の回収による収入		-	20,000	-
信用取引保証金の差入による支出 (純額)		93,959	-	-
担保に供している預金の増加による支出		37,873	1,695	39,002
特定目的会社に対する出資による支出		-	3,200	-
その他		106	4,168	3,880
投資活動によるキャッシュ・フロー		477,151	267,422	1,476,686
財務活動によるキャッシュ・フロー				
短期借入金の増減額		1,290,000	274,000	694,000
長期借入による収入		-	20,000	2,877,899
社債の償還による支出		-	-	100,000
長期借入金の返済による支出		23,037	302,192	238,351
株式の発行による収入		-	-	496,099
配当金の支払による支出		22,997	23,351	23,065
少数株主からの払込による収入		40,899	-	141,249
自己株式取得による支出		57,160	-	57,160
財務活動によるキャッシュ・フロー		1,227,705	579,544	3,790,672
現金及び現金同等物の増減額		663,294	314,039	2,334,241
現金及び現金同等物の期首残高		820,158	3,154,399	820,158
現金及び現金同等物の中間期末(期末)残高	1	1,483,453	2,840,360	3,154,399

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

項目	前中間連結会計期間 (自 平成17年1月1日 至 平成17年6月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年1月1日 至 平成17年12月31日)
1. 連結の範囲に関する事項	<p>(1) 連結子会社の数 4社 連結子会社名 ㈱B.B.インキュベーション ㈱中野サンプラザ ㈱ソフトハウス ㈱メディカルネットバンク (㈱メディカルネットバンクについては、株式の取得により、当中間連結会計期間から連結の範囲に含めております。 なお、㈱メディカルネットバンクについては、みなし取得日を平成17年3月31日としているため、損益計算書は平成17年4月1日より連結しております。</p>	<p>(1) 連結子会社の数 42社 連結子会社名 ㈱B.B.インキュベーション ㈱B.B.インベストメント ㈱中野サンプラザ ㈱ソフトハウス ㈱ユニファイド・キャピタル・ジャパン ㈱オークツリー・インベストメント MTインベストメント㈱ UCJ債権回収㈱ (有)ケイ・ティー・インベストメント (有)マークス (有)ユー・シー・ジェイ (有)オルフェウス・キャピタル (有)レジェンド・インベストメント (有)エル・エイチ・アイ (有)ビー・ヴィー・インベストメント (有)アール・エイチ・インベストメント (有)ナミキ・インベストメント (有)ファイブ・ウェスト・インベストメント (有)ビー・シー・エイチ (有)デルマー (有)ビーコン・インベストメント (有)パセオ・インベストメント (有)アイビー・キャピタル (有)バレッタ・インベストメント (有)コーテン・インベストメント (有)E・A・キャピタル (有)S・K・キャピタル 他15社 ㈱メディカルネットバンクについては、株式の売却により、当中間連結会計期間において連結の範囲から除外しております。 なお、同社については、みなし売却日を平成18年3月31日としているため、損益計算書については平成18年1月1日より平成18年3月31日まで連結し、貸借対照表については連結しておりません。 また、当社連結子会社の㈱ユニファイド・キャピタル・ジャパンは、当中間連結会計期間において新たに(有)コーテン・インベストメント、(有)E・A・キャピタル、(有)S・K・キャピタル他4社のファンド等を組成しており、当社はこれら7社を新たに連結の範囲に含めております。 また、㈱B.B.インベストメントは、新規設立により、当中間連結会計期間より連結の範囲に含めております。なお、みなし取得日を当中間連結会計期間末としているため、貸借対照表のみ連結しております。</p>	<p>(1) 連結子会社の数 35社 連結子会社名 ㈱B.B.インキュベーション ㈱中野サンプラザ ㈱ソフトハウス ㈱メディカルネットバンク ㈱ユニファイド・キャピタル・ジャパン ㈱オークツリー・インベストメント MTインベストメント㈱ UCJ債権回収㈱ (有)ケイ・ティー・インベストメント (有)マークス (有)ユー・シー・ジェイ (有)オルフェウス・キャピタル (有)レジェンド・インベストメント (有)エル・エイチ・アイ (有)ビー・ヴィー・インベストメント (有)アール・エイチ・インベストメント (有)ナミキ・インベストメント (有)ファイブ・ウェスト・インベストメント (有)ビー・シー・エイチ (有)デルマー (有)ビーコン・インベストメント (有)パセオ・インベストメント (有)アイビー・キャピタル (有)バレッタ・インベストメント 他11社 当連結会計年度において、当社は、株式の取得により㈱メディカルネットバンク及び㈱ユニファイド・キャピタル・ジャパン(㈱オークツリー・インベストメント他27社を子会社とする)を連結の範囲に含めております。また、㈱ユニファイド・キャピタル・ジャパンは、株式の取得によりUCJ債権回収㈱(旧エス・エス・ジェー債権回収㈱)及びMTインベストメント㈱(旧ジー・エス・エス・ジャパン㈱)を、新規設立により(有)アイビー・キャピタル、(有)バレッタ・インベストメントを子会社とし、当社の連結の範囲に含めております。 なお、UCJ債権回収㈱及びMTインベストメント㈱については、みなし取得日を当連結会計年度末としているため、貸借対照表のみ連結しております。</p>

項目	前中間連結会計期間 (自 平成17年1月1日 至 平成17年6月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年1月1日 至 平成17年12月31日)
	(2) 非連結子会社の名称等 株式会社オンエアー (連結の範囲から除いた理由) 非連結子会社は小規模であり、総資産、売上高、中間純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも中間連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないためであります。	(2) 非連結子会社の名称等 同左 (連結の範囲から除いた理由) 同左	(2) 非連結子会社の名称等 同左 (連結の範囲から除いた理由) 非連結子会社は小規模であり、総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないためであります。
2. 持分法の適用に関する事項	(1) 持分法適用の関連会社の数 1社 会社名 株式会社まちづくり中野21 (2) 持分法を適用していない非連結子会社(株式会社オンエアー)は、中間純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。	(1) 持分法適用の関連会社の数 1社 会社名 同左 (2) 同左	(1) 持分法適用の関連会社の数 1社 会社名 同左 (2) 持分法を適用していない非連結子会社(株式会社オンエアー)は、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。
3. 連結子会社の中間決算日(決算日)等に関する事項	連結子会社のうち(株)中野サンブラザ、(株)ソフトハウス及び(株)メディカルネットバンクの中間決算日は9月30日であります。当該子会社については、中間連結財務諸表の作成にあたり、中間連結決算日現在で実施した仮決算に基づく中間財務諸表を使用しております。	連結子会社のうち(株)中野サンブラザ、(株)ソフトハウスの中間決算日は9月30日であります。 また、(株)ユニファイド・キャピタル・ジャパンの中間決算日は1月31日であります。 また、(有)オルフェウス・キャピタルの中間決算日は3月31日であります。 当該子会社については、中間連結財務諸表の作成にあたり、中間連結決算日現在で実施した仮決算に基づく中間財務諸表を使用しております。	連結子会社のうち(株)中野サンブラザ、(株)ソフトハウス及び(株)メディカルネットバンクの決算日は3月31日であります。 また、(株)ユニファイド・キャピタル・ジャパンの決算日は7月31日であります。 また、(有)オルフェウス・キャピタルの決算日は9月30日であります。 当該子会社については、連結財務諸表の作成にあたり、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しております。

項目	前中間連結会計期間 (自 平成17年 1月 1日 至 平成17年 6月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年 1月 1日 至 平成18年 6月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年 1月 1日 至 平成17年12月31日)
<p>4. 会計処理基準に関する事項</p> <p>(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法</p>	<p>有価証券</p> <p>(イ) 売買目的有価証券 時価法(売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。</p> <p>(ロ) 子会社株式 非連結子会社株式について移動平均法による原価法を採用しております。</p> <p>(ハ) その他有価証券(営業投資有価証券を含む) 時価のあるもの 中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。 時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。</p> <p>たな卸資産</p> <p>(イ) 商品 個別受注品 個別法による原価法を採用しております。 その他商品 主として先入先出法による原価法を採用しております。</p> <p>(ロ) 仕掛品 個別法による原価法を採用しております。</p> <p>(ハ) 貯蔵品 主として最終仕入原価法を採用しております。</p> <p>(ニ)</p>	<p>有価証券</p> <p>(イ)</p> <p>(ロ) 子会社株式 同左</p> <p>(ハ) その他有価証券(営業投資有価証券を含む) 時価のあるもの 中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。 時価のないもの 同左</p> <p>デリバティブ 時価法によっております。</p> <p>たな卸資産</p> <p>(イ) 商品 同左</p> <p>(ロ) 仕掛品 同左</p> <p>(ハ) 貯蔵品 同左</p> <p>(ニ) 販売用不動産(不動産信託受益証券を含む) 個別法による原価法を採用しております。 なお、当社グループが組成するファンドに組み入れることを目的として、一時的に取得するもの以外のものについては減価償却を実施しており、減価償却費を売上原価に計上しております。 また、当該資産の主な耐用年数は26年～42年であります。</p>	<p>有価証券</p> <p>(イ) 売買目的有価証券 時価法(売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。</p> <p>(ロ) 子会社株式 同左</p> <p>(ハ) その他有価証券(営業投資有価証券を含む) 時価のあるもの 連結決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。 時価のないもの 同左</p> <p>デリバティブ 同左</p> <p>たな卸資産</p> <p>(イ) 商品 同左</p> <p>(ロ) 仕掛品 同左</p> <p>(ハ) 貯蔵品 同左</p> <p>(ニ) 販売用不動産(不動産信託受益証券を含む) 同左</p>

項目	前中間連結会計期間 (自 平成17年 1月 1日 至 平成17年 6月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年 1月 1日 至 平成18年 6月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年 1月 1日 至 平成17年12月31日)
(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法	<p>有形固定資産 定率法を採用しております。 ただし、平成10年 4月 1日以降取得した建物(建物附属設備を除く)については、定額法によっております。</p> <p>なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <p>建物及び構築物：10～27年 車輛運搬具：5～6年 工具器具備品：3～15年</p> <p>無形固定資産 市場販売目的のソフトウェアについては見込有効期間(3年以内)における販売数量に基づく方法、また、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(3～5年)に基づく定額法を採用しております。</p> <p>長期前払費用 定額法によっております。</p>	<p>有形固定資産 同左</p> <p>無形固定資産 同左</p> <p>長期前払費用 同左</p>	<p>有形固定資産 同左</p> <p>無形固定資産 同左</p> <p>長期前払費用 同左</p>
(3) 重要な引当金の計上基準	<p>貸倒引当金 売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>賞与引当金 当社及び一部の連結子会社は、従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当中間連結会計期間負担額を計上しております。</p> <p>退職給付引当金 当社及び一部の連結子会社は、従業員の退職給付に備えるため、退職給付債務の当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>なお、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。</p> <p>役員退職慰労引当金 一部の連結子会社は、役員に対する退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金に関する内規に基づく中間連結会計期間末要支給額を計上しております。</p>	<p>貸倒引当金 同左</p> <p>賞与引当金 同左</p> <p>退職給付引当金 同左</p> <p>役員退職慰労引当金</p>	<p>貸倒引当金 同左</p> <p>賞与引当金 当社及び一部の連結子会社は、従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。</p> <p>退職給付引当金 当社及び一部の連結子会社は、従業員の退職給付に備えるため、退職給付債務を計上しております。</p> <p>なお、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。</p> <p>役員退職慰労引当金 (追加情報) 一部の連結子会社は、役員に対する退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金に関する内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上していましたが、当連結会計年度に役員退職慰労金に係る規程を廃止したことにより、全額取り崩しております。</p>

項目	前中間連結会計期間 (自 平成17年1月1日 至 平成17年6月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年1月1日 至 平成17年12月31日)
(4) 収益及び費用の計上基準	当社は株式上場等のコンサルティングに付随して取得した営業投資有価証券について、営業投資有価証券売却高及び受取配当金は「売上高」に、売却有価証券帳簿価額、支払手数料及び評価損等は「売上原価」にそれぞれ計上することとしております。	当社及び一部の連結子会社は株式上場等のコンサルティングに付随して取得した営業投資有価証券について、営業投資有価証券売却高及び受取配当金は「売上高」に、売却有価証券帳簿価額、支払手数料及び評価損等は「売上原価」にそれぞれ計上することとしております。	同左
(5) 重要なリース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	同左	同左
(6) 重要なヘッジ会計の方法		ヘッジ会計の方法 金利スワップについては、特例処理の要件を満たしているものについては特例処理によっております。 ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段...金利スワップ取引 ヘッジ対象...借入金の金利 ヘッジ方針 一部の借入金について金利スワップ取引により金利変動リスクをヘッジしております。 ヘッジの有効性評価の方法 特例処理の要件を満たしている金利スワップ取引については、有効性の評価を省略しております。	同左
(7) その他中間連結財務諸表(連結財務諸表)作成のための重要な事項	消費税等の処理方法 消費税等の会計処理は税抜方式によっております。	消費税等の処理方法 同左	消費税等の処理方法 同左
		匿名組合出資預り金の会計処理 一部の連結子会社は、匿名組合の営業者として業務を受託しております。 匿名組合財産は営業者に帰属するため、匿名組合の財産及び損益は、連結財務諸表に含め、総額にて表示しております。 匿名組合出資者からの出資金受入時に「匿名組合出資預り金」を計上し、匿名組合が獲得した純損益の出資者持分相当額については、「匿名組合損益分配金」に計上するとともに、同額を「匿名組合出資預り金」に加減し、出資金の払戻しについては「匿名組合出資預り金」を減額させております。 購入債権の会計処理 一部の連結子会社は、購入債権の代金回収に関しては、個別債権毎に回収代金を購入債権の取得価額より減額し、個別債権毎の回収代金が取得価額を超過した金額を純額で収益計上しております。 販売用不動産の売却時の会計処理 一部の連結子会社は、販売用不動産について、売却時に売却収入と売却原価を相殺した売却損益の純額を収益計上しております。	匿名組合出資預り金の会計処理 同左 購入債権の会計処理 同左 販売用不動産の売却時の会計処理 同左

項目	前中間連結会計期間 (自 平成17年1月1日 至 平成17年6月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年1月1日 至 平成17年12月31日)
5. 中間連結キャッシュ・フロー計算書(連結キャッシュ・フロー計算書)における資金の範囲	中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。	同左	連結キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

前中間連結会計期間 (自 平成17年1月1日 至 平成17年6月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年1月1日 至 平成17年12月31日)
	<p>(固定資産の減損に係る会計基準)</p> <p>当中間連結会計期間より、固定資産の減損に係る会計基準(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成14年8月9日))及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第6号 平成15年10月31日)を適用しております。これによる損益に与える影響はありません。</p>	
	<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)</p> <p>当中間連結会計期間より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。</p> <p>従来の資本の部の合計に相当する金額は1,441,675千円であります。</p> <p>なお、中間連結財務諸表規則の改正により、当中間連結会計期間における中間連結貸借対照表の純資産の部については、改正後の中間連結財務諸表規則により作成しております。</p>	
	<p>(役員賞与に関する会計基準)</p> <p>当中間連結会計期間より、「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準第4号 平成17年11月29日)を適用しております。これによる損益に与える影響はありません。</p>	
	<p>(ストック・オプション等に関する会計基準等)</p> <p>当中間連結会計期間より「ストック・オプション等に関する会計基準」(企業会計基準第8号 平成17年12月27日)及び「ストック・オプションに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第11号 平成17年12月27日)を適用しております。</p> <p>これによる損益に与える影響はありません。</p>	

表示方法の変更

<p>前中間連結会計期間 (自 平成17年1月1日 至 平成17年6月30日)</p>	<p>当中間連結会計期間 (自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日)</p>
<p>(連結損益計算書)</p> <p>(連結キャッシュ・フロー計算書)</p>	<p>(連結損益計算書)</p> <p>「受取協賛金」(前中間連結会計期間3,097千円)は、前中間連結会計期間においては営業外収益の「その他」に含めて表示しておりましたが、当中間連結会計期間においてその重要性が増したため区分掲記いたしました。</p> <p>(連結キャッシュ・フロー計算書)</p> <p>「前渡金の増加額」(前中間連結会計期間 945千円)は、前中間連結会計期間においては営業活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含めて表示しておりましたが、当中間連結会計期間においてその重要性が増したため区分掲記いたしました。</p> <p>「前受金の増加額」(前中間連結会計期間35,159千円)は、前中間連結会計期間においては営業活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含めて表示しておりましたが、当中間連結会計期間においてその重要性が増したため区分掲記いたしました。</p> <p>「預り金の増減額」(前中間連結会計期間38,012千円)は、前中間連結会計期間においては営業活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含めて表示しておりましたが、当中間連結会計期間においてその重要性が増したため区分掲記いたしました。</p>

追加情報

<p>前中間連結会計期間 (自 平成17年1月1日 至 平成17年6月30日)</p>	<p>当中間連結会計期間 (自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日)</p>	<p>前連結会計年度 (自 平成17年1月1日 至 平成17年12月31日)</p>
<p>「地方税法等の一部を改正する法律」(平成15年法律第9号)が平成15年3月31日に公布され、平成16年4月1日以後に開始する事業年度より外形標準課税制度が導入されたことに伴い、当中間連結会計期間から「法人事業税における外形標準課税部分の損益計算書上の表示についての実務上の取扱い」(平成16年2月13日企業会計基準委員会実務対応報告第12号)に従い法人事業税の付加価値割及び資本割については、販売費及び一般管理費に計上しております。</p> <p>この結果、販売費及び一般管理費は6,815千円増加し、営業損失、経常損失及び税金等調整前中間純損失は6,815千円増加しております。</p>	<p>(重要な係争事件)</p> <p>当社の子会社である㈱ユニファイド・キャピタル・ジャパンは、平成17年12月27日付で東京地方裁判所において訴訟の提起を受けております。(㈱ユニファイド・キャピタル・ジャパンへの訴状送達日 平成18年1月11日)</p> <p>(1) 訴訟の内容</p> <p>原告である(有)ティー・ピー・ジーは、不良債権売買を行うファンドの運営者であります。当該原告は、原告と㈱ユニファイド・キャピタル・ジャパンとの間で締結された平成17年6月28日付貸付債権等譲渡契約書に基づき、㈱ユニファイド・キャピタル・ジャパンに対し、貸付債権等の受け取りと代金55億4000万円の支払を求めておりました。(㈱ユニファイド・キャピタル・ジャパンとしては、履行義務がないと認識しており、原告と折衝してまいりましたが、原告は㈱ユニファイド・キャピタル・ジャパンに対して売買契約の履行請求(代金55億4000万円の支払)訴訟の提起に至ったものであります。</p> <p>(2) 裁判の状況及び同社の方針</p> <p>㈱ユニファイド・キャピタル・ジャパンは、上記貸付債権等譲渡契約書の規定に基づき、売買契約の履行義務はないものとして争っていく方針であり、係争中でありましたが、(有)ティー・ピー・ジーは、平成18年8月16日付けの内容証明郵便で債権譲渡契約を解除いたしました。従いまして、㈱ユニファイド・キャピタル・ジャパンとしては債権の売買代金債務55億4000万円については遡及的に解消いたしました。</p> <p>当該訴訟についても(有)ティー・ピー・ジーは、現在の請求を維持することは出来ないこととなります。</p> <p>また、㈱ユニファイド・キャピタル・ジャパンはこの係争事件に関し、平成18年3月17日に下記の通り訴訟を提起しております。</p> <p>(1) 訴訟の内容</p> <p>イ. ㈱龍光に対する訴え</p> <p>㈱ユニファイド・キャピタル・ジャパンは、平成17年6月1日、㈱龍光と、同社の債務の圧縮に関する2億500万円のコンサルティング契約を締結しましたが、当該契約に基づく未払報酬の支払を求める訴えを提起いたしております。</p>	<p>(外形標準課税)</p> <p>「地方税法等の一部を改正する法律」(平成15年法律第9号)が平成15年3月31日に公布され、平成16年4月1日以後に開始する事業年度より外形標準課税制度が導入されたことに伴い、当中間連結会計期間から「法人事業税における外形標準課税部分の損益計算書上の表示についての実務上の取扱い」(平成16年2月13日企業会計基準委員会実務対応報告第12号)に従い法人事業税の付加価値割及び資本割については、販売費及び一般管理費に計上しております。</p> <p>この結果、販売費及び一般管理費は17,159千円増加し、営業利益、経常利益及び税金等調整前中間純利益は17,159千円増加しております。</p> <p>(重要な係争事件の発生)</p> <p>当社の子会社である㈱ユニファイド・キャピタル・ジャパンは、平成17年12月27日付で東京地方裁判所において訴訟の提起を受けております。(㈱ユニファイド・キャピタル・ジャパンへの訴状送達日 平成18年1月11日)</p> <p>(1) 訴訟の内容</p> <p>原告である(有)ティー・ピー・ジーは、不良債権売買を行うファンドの運営者であります。当該原告は、原告と㈱ユニファイド・キャピタル・ジャパンとの間で締結された平成17年6月28日付貸付債権等譲渡契約書に基づき、㈱ユニファイド・キャピタル・ジャパンに対し、貸付債権等の受け取りと代金55億4000万円の支払を求めておりました。(㈱ユニファイド・キャピタル・ジャパンとしては、履行義務がないと認識しており、原告と折衝してまいりましたが、この度原告は㈱ユニファイド・キャピタル・ジャパンに対して売買契約の履行請求(代金55億4000万円の支払)訴訟の提起に至った次第であります。</p> <p>(2) 裁判の状況及び同社の方針</p> <p>㈱ユニファイド・キャピタル・ジャパンは、上記貸付債権等譲渡契約書の規定に基づき、売買契約の履行義務はないものとして争っていく方針であり、現在係争中でありません。</p>

<p>前中間連結会計期間 (自 平成17年1月1日 至 平成17年6月30日)</p>	<p>当中間連結会計期間 (自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日)</p>	<p>前連結会計年度 (自 平成17年1月1日 至 平成17年12月31日)</p>
	<p>ロ．(株)ゼクスに対する訴え</p> <p>(株)ゼクスは、(有)ティー・ピー・ジーの(株)龍光に対する金銭債権を(有)フラット・ファイブが買い取るための資金として、(有)フラット・ファイブに55億4000万円を提供することを(株)ユニファイド・キャピタル・ジャパンに表明しており、同社はこの資金提供がなされることを前提として、(有)ティー・ピー・ジーから上記金銭債権を譲受けることを内容とする契約を締結しました。この契約には、(株)ユニファイド・キャピタル・ジャパンが当該契約に基づく譲受人の地位を(有)フラット・ファイブに譲渡することができる旨が記載されております。</p> <p>ところが、(株)ゼクスが(有)フラット・ファイブに対して上記の資金を提供しないため、(有)ティー・ピー・ジーが(株)ユニファイド・キャピタル・ジャパンに対して上記金銭債権の代金55億4000万円の支払を求めて訴えを提起するに至りました。(上記(1)、(2)参照)このような事態に対し、(株)ユニファイド・キャピタル・ジャパンは(株)ゼクスが(有)フラット・ファイブに対する上記の資金提供を実行することを求めて訴えを提起いたしました。</p> <p>(2) 裁判の状況及び同社の方針</p> <p>(株)ユニファイド・キャピタル・ジャパンは、(株)龍光は上記コンサルティング契約書の規定に基づき、報酬の支払義務があるものと考え、争っていく方針であり、現在係争中であります。また、(株)ゼクスについては、(有)フラット・ファイブに上記の金銭債権の買取りのための資金を提供することについて、法的拘束力のある約束をしたと考え、争っていく方針であり、現在係争中であります。</p>	

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

前中間連結会計期間末 (平成17年6月30日)	当中間連結会計期間末 (平成18年6月30日)	前連結会計年度 (平成17年12月31日)
<p>1.有形固定資産の減価償却累計額 248,654千円</p> <p>2. 担保に供している資産</p> <p>土地 403,797千円</p> <p>有形固定資産・その他(建物及び構築物) 104,743</p> <hr/> <p>計 508,540</p>	<p>1.有形固定資産の減価償却累計額 296,734千円</p> <p>2. 担保に供している資産</p> <p>現金及び預金 380,000千円</p> <p>土地 403,797</p> <p>有形固定資産・その他(建物及び構築物) 100,768</p> <hr/> <p>計 884,566</p>	<p>1.有形固定資産の減価償却累計額 312,217千円</p> <p>2. 担保に供している資産</p> <p>現金及び預金 300,000千円</p> <p>土地 403,797</p> <p>有形固定資産・その他(建物及び構築物) 102,756</p> <p>投資その他の資産その他(長期性預金) 80,000</p> <hr/> <p>計 886,553</p>
<p>上記に対応する債務は次のとおりであります。</p> <p>一年以内返済予定の長期借入金 39,492千円</p> <p>長期借入金 428,983</p> <hr/> <p>計 468,475</p>	<p>上記に対応する債務は次のとおりであります。</p> <p>一年以内返済予定の長期借入金 43,488千円</p> <p>長期借入金 785,808</p> <hr/> <p>計 829,296</p>	<p>上記に対応する債務は次のとおりであります。</p> <p>短期借入金 144,000千円</p> <p>一年以内返済予定の長期借入金 239,492</p> <p>長期借入金 792,508</p> <hr/> <p>計 1,176,000</p>
<p>担保に供している資産</p> <p>有価証券(担保差入有価証券)4,240千円</p> <p>上記に対応する債務は次のとおりであります。</p> <p>流動負債・その他(信用取引未払金) 5,273千円</p> <p>なお、信用取引委託証拠金として93,959千円(流動資産・その他)を差入れております。</p>	<p>責任財産限定型債務(ノンリコースローン)に対する担保提供資産</p> <p>(1)担保提供資産</p> <p>たな卸資産 8,258,214千円</p> <p>(販売用不動産)</p> <p>購入債権 8,347,609千円</p> <p>(2)対応債務</p> <p>長期借入金 9,229,427千円</p>	<p>責任財産限定型債務(ノンリコースローン)に対する担保提供資産</p> <p>(1)担保提供資産</p> <p>たな卸資産 5,394,494千円</p> <p>(販売用不動産)</p> <p>購入債権 13,442,564千円</p> <p>(2)対応債務</p> <p>長期借入金 11,337,221千円</p>
<p>また、関連会社の長期借入金3,340,000千円(うち、一年以内返済予定の長期借入金284,000千円)の担保の一部として、現金及び預金495,089千円及び投資有価証券(関連会社株式)772,000千円並びに連結上相殺消去されている関係会社株式(子会社株式)500,000千円に質権が設定されております。</p>	<p>また、関連会社の長期借入金3,056,000千円(うち、一年以内返済予定の長期借入金116,000千円)の担保の一部として、現金及び預金622,526千円及び投資有価証券(関連会社株式)772,000千円並びに連結上相殺消去されている関係会社株式(子会社株式)500,000千円に質権が設定されております。</p> <p>更に提出会社の長期借入金975,000千円(うち一年以内返済予定の長期借入金300,000千円)の担保として、連結上相殺消去されている関係会社株式(子会社株式)1,500,000千円に質権が設定されております。</p>	<p>また、関連会社の長期借入金3,114,000千円(うち、一年以内返済予定の長期借入金116,000千円)の担保の一部として、現金及び預金589,584千円及び投資有価証券(関連会社株式)772,000千円並びに連結上相殺消去されている関係会社株式(子会社株式)500,000千円に質権が設定されております。</p> <p>更に提出会社の長期借入金1,125,000千円(うち一年以内返済予定の長期借入金300,000千円)の担保として、連結上相殺消去されている関係会社株式(子会社株式)1,500,000千円に質権が設定されております。</p>

(中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成17年 1月 1日 至 平成17年 6月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年 1月 1日 至 平成18年 6月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年 1月 1日 至 平成17年12月31日)
1 . 売上高には、営業投資有価証券の売却 高93,337千円、売上原価には同売却原 価及び手数料11,871千円が含まれてお ります。 2 . 3 . 販売費及び一般管理費のうち主要な費 目及び金額は次のとおりであります。 役員報酬 70,260千円 給与手当 142,850 地代家賃 68,468 広告宣伝費 89,717 報酬料金 73,400 賞与引当金繰入額 3,672 貸倒引当金繰入額 10,271 役員退職慰労引当金繰入 額 993 4 . 5 . 6 . 固定資産除却損は建物1,345千円、無形 固定資産 (ソフトウェア) 830千円であ ります。 7 .	1 . 2 . 3 . 販売費及び一般管理費のうち主要な費 目及び金額は次のとおりであります。 役員報酬 120,732千円 給与手当 197,601 地代家賃 113,034 広告宣伝費 40,626 報酬料金 117,294 賞与引当金繰入額 20,496 貸倒引当金繰入額 1,982 連結調整勘定償却 135,836 4 . 固定資産売却益244千円は車輛運搬具の 売却によるものであります。 5 . 子会社株式売却益153,426千円は(株)メ ディカルネットバンク株式の売却による ものであります。 6 . 固定資産除却損は建物15,218千円、工 具器具備品6,769千円、事務所移転に伴 う原状回復費用5,476千円であります。 7 . 固定資産売却損は工具器具備品1,544千 円であります。	1 . 売上高には、営業投資有価証券の売却 高436,255千円、売上原価には同売却原 価及び手数料68,719千円が含まれてお ります。 2 . 売上高に含まれている販売用不動産の 売却損益 (純額) の相殺前の売却収入 と売却原価は以下の通りであります。 売却収入 233,033千円 売却原価 253,959 売却損益 20,926 3 . 販売費及び一般管理費のうち主要な費 目及び金額は次のとおりであります。 役員報酬 165,620千円 給与手当 305,458 貸倒引当金繰入 8,422 賞与引当金繰入 2,571 連結調整勘定償却 116,285 4 . 5 . 6 . 固定資産除却損は建物1,345千円、工具 器具備品540千円、無形固定資産 (ソフ トウェア) 830千円であります。 7 .

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成17年1月1日 至 平成17年6月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年1月1日 至 平成17年12月31日)																																
<p>1. 現金及び現金同等物の中間期末残高と 中間連結貸借対照表に掲記されている科目 の金額との関係</p> <p style="text-align: right;">(平成17年6月30日現在)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">現金及び預金勘定</td> <td style="text-align: right;">1,633,330千円</td> </tr> <tr> <td>流動資産・その他 (預け金)</td> <td style="text-align: right;">19,000</td> </tr> <tr> <td>預入期間が3ヶ月を 超える定期預金</td> <td style="text-align: right;">28,525</td> </tr> <tr> <td>担保に供している預金</td> <td style="text-align: right;">140,352</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">1,483,453</td> </tr> </table>	現金及び預金勘定	1,633,330千円	流動資産・その他 (預け金)	19,000	預入期間が3ヶ月を 超える定期預金	28,525	担保に供している預金	140,352	現金及び現金同等物	1,483,453	<p>1. 現金及び現金同等物の中間期末残高と 中間連結貸借対照表に掲記されている科目 の金額との関係</p> <p style="text-align: right;">(平成18年6月30日現在)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">現金及び預金勘定</td> <td style="text-align: right;">4,613,941千円</td> </tr> <tr> <td>流動資産・その他 (預け金)</td> <td style="text-align: right;">30,000</td> </tr> <tr> <td>預入期間が3ヶ月を 超える定期預金</td> <td style="text-align: right;">34,535</td> </tr> <tr> <td>担保に供している預金</td> <td style="text-align: right;">523,176</td> </tr> <tr> <td>制限条項付預金()</td> <td style="text-align: right;">1,185,869</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">2,840,360</td> </tr> </table> <p>()責任財産限定型債務(ノンリコースロ ーン)に対する利払い等のために留保され ている預金であります。</p>	現金及び預金勘定	4,613,941千円	流動資産・その他 (預け金)	30,000	預入期間が3ヶ月を 超える定期預金	34,535	担保に供している預金	523,176	制限条項付預金()	1,185,869	現金及び現金同等物	2,840,360	<p>1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結 貸借対照表に掲記されている科目の金額と の関係</p> <p style="text-align: right;">(平成17年12月31日現在)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">現金及び預金勘定</td> <td style="text-align: right;">4,002,052千円</td> </tr> <tr> <td>預入期間が3ヶ月を 超える定期預金</td> <td style="text-align: right;">31,530</td> </tr> <tr> <td>担保に供している預金</td> <td style="text-align: right;">441,481</td> </tr> <tr> <td>制限条項付預金()</td> <td style="text-align: right;">374,641</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">3,154,399</td> </tr> </table> <p>()責任財産限定型債務(ノンリコースロ ーン)に対する利払い等のために留保され ている預金であります。</p>	現金及び預金勘定	4,002,052千円	預入期間が3ヶ月を 超える定期預金	31,530	担保に供している預金	441,481	制限条項付預金()	374,641	現金及び現金同等物	3,154,399
現金及び預金勘定	1,633,330千円																																	
流動資産・その他 (預け金)	19,000																																	
預入期間が3ヶ月を 超える定期預金	28,525																																	
担保に供している預金	140,352																																	
現金及び現金同等物	1,483,453																																	
現金及び預金勘定	4,613,941千円																																	
流動資産・その他 (預け金)	30,000																																	
預入期間が3ヶ月を 超える定期預金	34,535																																	
担保に供している預金	523,176																																	
制限条項付預金()	1,185,869																																	
現金及び現金同等物	2,840,360																																	
現金及び預金勘定	4,002,052千円																																	
預入期間が3ヶ月を 超える定期預金	31,530																																	
担保に供している預金	441,481																																	
制限条項付預金()	374,641																																	
現金及び現金同等物	3,154,399																																	

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

当中間連結会計期間(自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数(千株)	当中間連結会計期間 増加株式数(千株)	当中間連結会計期間 減少株式数(千株)	当中間連結会計期間末 株式数(千株)
発行済株式				
普通株式	2,426	-	-	2,426
合計	2,426	-	-	2,426
自己株式				
普通株式	40	-	-	40
合計	40	-	-	40

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

ストック・オプション等関係に関する注記を行っておりますので、記載を省略しております。

3. 配当に関する事項

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成18年3月30日 定時株主総会	普通株式	24,260	10	平成17年12月31日	平成18年3月30日

(リース取引関係)

前中間連結会計期間 (自 平成17年 1月 1日 至 平成17年 6月30日)				当中間連結会計期間 (自 平成18年 1月 1日 至 平成18年 6月30日)				前連結会計年度 (自 平成17年 1月 1日 至 平成17年12月31日)			
1.リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (1)リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額				1.リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (1)リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額				1.リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (1)リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額			
	取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	中間期末残高相当額 (千円)		取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	中間期末残高相当額 (千円)		取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	期末残高相当額 (千円)
工具器具備品	91,844	31,302	60,541	工具器具備品	95,880	36,963	58,917	工具器具備品	92,505	37,192	55,312
ソフトウェア	61,632	8,060	53,572	ソフトウェア	63,606	14,767	48,838	ソフトウェア	61,632	15,290	46,342
合計	153,477	39,363	114,114	合計	159,487	51,731	107,755	合計	154,137	52,482	101,655
(2) 未経過リース料中間期末残高相当額 1年内 34,886千円 1年超 83,592千円 合計 118,479千円				(2) 未経過リース料中間期末残高相当額 1年内 38,895千円 1年超 66,898千円 合計 105,793千円				(2) 未経過リース料期末残高相当額 1年内 35,619千円 1年超 72,239千円 合計 107,859千円			
(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 支払リース料 19,075千円 減価償却費相当額 18,867千円 支払利息相当額 2,091千円				(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 支払リース料 18,124千円 減価償却費相当額 16,905千円 支払利息相当額 1,983千円				(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 支払リース料 38,284千円 減価償却費相当額 37,216千円 支払利息相当額 4,153千円			
(4) 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。				(4) 減価償却費相当額の算定方法 同左				(4) 減価償却費相当額の算定方法 同左			
(5) 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については利息法によっております。				(5) 利息相当額の算定方法 同左				(5) 利息相当額の算定方法 同左			
2.賃借物件のうち、事実上解約不能なオペレーティングリース取引 未経過リース料 1年内 456,000千円 1年超 3,838,000千円 合計 4,294,000千円				2.賃借物件のうち、事実上解約不能なオペレーティングリース取引 未経過リース料 1年内 456,000千円 1年超 3,382,000千円 合計 3,838,000千円				2.賃借物件のうち、事実上解約不能なオペレーティングリース取引 未経過リース料 1年内 456,000千円 1年超 3,610,000千円 合計 4,066,000千円			

(有価証券関係)

1 . その他有価証券で時価のあるもの

	前中間連結会計期間末 (平成17年6月30日)			当中間連結会計期間末 (平成18年6月30日)			前連結会計年度末 (平成17年12月31日)		
	取得原価 (千円)	中間連結 貸借対照 表計上額 (千円)	差額 (千円)	取得原価 (千円)	中間連結 貸借対照 表計上額 (千円)	差額 (千円)	取得原価 (千円)	連結貸借 対照表 計上額 (千円)	差額 (千円)
(1) 株式									
営業投資有価証券 に属するもの	47,000	349,550	302,550	209,000	135,000	74,000			
投資有価証券に 属するもの	728	1,837	1,109	728	3,205	2,477	728	4,217	3,489
(2) 債券									
国債・地方債等									
社債									
その他									
(3) その他									
合計	47,728	351,387	303,659	209,728	138,205	71,522	728	4,217	3,489

2 . 時価評価されていない主な有価証券の内容

	前中間連結会計期間末 (平成17年6月30日)	当中間連結会計期間末 (平成18年6月30日)	前連結会計年度末 (平成17年12月31日)
	中間連結貸借対照表計上額 (千円)	中間連結貸借対照表計上額 (千円)	連結貸借対照表計上額 (千円)
その他有価証券 非上場株式			
営業投資有価証券に属するもの	220,000	257,655	223,655
投資有価証券に属するもの	5,500	1,500	7,000
新株予約権			
営業投資有価証券に属するもの		39,660	

[次へ](#)

(デリバティブ取引関係)

1. 取引の状況に関する事項

前中間連結会計期間 (自 平成17年 1月 1日 至 平成17年 6月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年 1月 1日 至 平成18年 6月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年 1月 1日 至 平成17年12月31日)
<p>当社グループは、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。</p>	<p>(1) 取引の内容 当社及び連結子会社の利用しているデリバティブ取引は、金利スワップ取引、金利キャップ取引であります。</p> <p>(2) 取引に対する取り組み方針 当社及び連結子会社のデリバティブ取引は将来の借入金の金利変動リスクを回避することを目的としており、投機的な取引は行わない方針であります。</p> <p>(3) 取引の利用目的 当社及び連結子会社のデリバティブ取引は、将来の借入金利等の金利市場における利率上昇による変動リスクを回避する目的で利用しております。 なお、デリバティブ取引を利用してヘッジ会計を行っております。</p> <p>イ ヘッジ会計の方法 金利スワップについては、特例処理の要件を満たしているものについては特例処理によっております。</p> <p>ロ ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段...金利スワップ取引 ヘッジ対象...借入金の金利</p> <p>ハ ヘッジ方針 一部の借入金について金利スワップ取引により金利変動リスクをヘッジしております。</p> <p>ニ ヘッジの有効性評価の方法 特例処理の要件を満たしている金利スワップ取引については、有効性の評価を省略しております。</p> <p>(4) 取引に係るリスクの内容 金利キャップ取引及び金利スワップ取引は金利変動のリスクを有しております。 ただし、借入金の金利変動のリスクを効果的に相殺するものであり、これらの取引に関するリスクは重要なものではありません。 また、デリバティブ取引の契約先は、信用度の高い国内の金融機関であるため、相手方不履行によるリスクはほとんどないものと認識しております。</p> <p>(5) 取引に係るリスク管理体制 当社及び連結子会社のデリバティブ取引の執行・管理については、社内ルールに従い、責任者の承認を得て行っております。</p> <p>(6) 取引の評価等に関する事項についての補足説明 取引の評価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額、または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの高さを示すものではありません。</p>	<p>(1) 取引の内容 同左</p> <p>(2) 取引に対する取り組み方針 同左</p> <p>(3) 取引の利用目的 同左</p> <p>イ ヘッジ会計の方法 同左</p> <p>ロ ヘッジ手段とヘッジ対象 同左</p> <p>ハ ヘッジ方針 同左</p> <p>ニ ヘッジの有効性評価の方法 同左</p> <p>(4) 取引に係るリスクの内容 同左</p> <p>(5) 取引に係るリスク管理体制 同左</p> <p>(6) 取引の評価等に関する事項についての補足説明 同左</p>

2. 取引の時価等に関する事項

前中間連結会計期間（自 平成17年1月1日 至 平成17年6月30日）

当社グループは、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、当該事項はありません。

当中間連結会計期間（自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日）

区分	種類	契約額等 (千円)	契約額等のうち1年超 (千円)	時価 (千円)	評価損益 (千円)
市場取引以外の取引	金利キャップ取引 (買建)	5,465,538	5,465,537	8,414	1,153

(注) 1. 時価は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

2. 契約額等は、取引先との実際の取引金額を表す数字ではないため、デリバティブ取引に係る市場リスク量を示すものではありません。

3. ヘッジ会計を適用しているものについては、開示の対象から除いております。

前連結会計年度（自 平成17年1月1日 至 平成17年12月31日）

区分	種類	契約額等 (千円)	契約額等のうち1年超 (千円)	時価 (千円)	評価損益 (千円)
市場取引以外の取引	金利キャップ取引 (買建)	9,186,537	7,956,537	16,015	1,198

(注) 1. 時価は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

2. 契約額等は、取引先との実際の取引金額を表す数字ではないため、デリバティブ取引に係る市場リスク量を示すものではありません。

3. ヘッジ会計を適用しているものについては、開示の対象から除いております。

(ストック・オプション等関係)

当中間連結会計期間(自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日)

1. スtock・オプションの内容及び規模

当中間連結会計期間において付与したストック・オプションは、以下のとおりであります。

	平成18年ストック・オプション	平成18年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	取締役 1名 顧問 1名	取締役 2名 従業員 6名
ストック・オプションの付与数 (注) 1. 4	普通株式 241,200株	普通株式 8,800株
付与日	平成18年4月10日	平成18年4月10日
権利確定条件	(注) 2	(注) 2
対象勤務期間	定めておりません	自 平成18年4月7日 至 平成20年4月9日
権利行使期間	自 平成18年4月10日 至 平成28年3月29日	自 平成20年4月10日 至 平成28年3月29日
権利行使価格 (注) 4	4,988円	4,988円
公正な評価単価(付与日) (注) 3	-	-

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。

2. 新株予約権者のうち、当社及び当社子会社の役員、従業員は、権利行使時において当社または当社の子会社の役員および使用人の地位にあることを要します。ただし、任期満了による退任、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではありません。新株予約権者のうち、顧問等については、権利行使時においても同様の地位であることを要します。ただし、取締役会が承認した場合はこの限りではありません。
新株予約権者は、権利行使時において、当該行使にかかる新株予約権発行の日以降、破産宣告を受けていないこと、法令ならびに当社または当社の子会社の内部規律に違反する行為がないことを要します。
新株予約権の譲渡、質入その他の処分をすることができないものとしております。
新株予約権者の相続人は、本新株予約権を行使することができないものとしております。
3. 会社法の施行日前に付与されたストック・オプションであるため、記載しておりません。
4. 後発事象に記載しておりますとおり、平成18年6月30日を割当基準日、平成18年7月1日を効力発生日として、それぞれ普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っており、権利行使価格は2,494円となっております。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 平成17年1月1日 至 平成17年6月30日)

	コンサルティング事業 (千円)	施設 運営事業 (千円)	機器販売 その他事業 (千円)	計 (千円)	消去 又は全社 (千円)	連結 (千円)
売上高						
(1) 外部顧客に対する売上高	784,644	2,485,572	17,833	3,288,051		3,288,051
(2) セグメント間の内部売上高 又は振替高	165	988		1,153	1,153	
計	784,809	2,486,561	17,833	3,289,205	1,153	3,288,051
営業費用	1,048,247	2,384,307	17,203	3,449,758	1,153	3,448,605
営業利益(損失)	263,437	102,253	630	160,553		160,553

(注) 1. 事業区分の方法

事業は、製品・サービスの系列及び市場の類似性を考慮して区分しております。

2. 各区分に属する主要な製品・サービス

事業区分	主要製品・サービス
コンサルティング事業	システム導入コンサルティング、総合人材育成アウトソーシングサービス、株式公開支援業務・M&A・事業再生コンサルティング、医療情報システム導入コンサルティング
施設運営事業	貸会場経営、ホテル経営、音楽スタジオ・フォトスタジオ経営、ハウスウェディング・レストラン経営
機器販売その他事業	コンサルティング事業に付随する機器販売その他

3. コンサルティング事業の売上高及び営業費用には、株式公開等コンサルティングに付随して取得した営業投資有価証券の売却高93,337千円及び売却原価及び手数料11,871千円がそれぞれ含まれております。

当中間連結会計期間(自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日)

	コンサルティング事業 (千円)	施設 運営事業 (千円)	債権・不動産 投資事業 (千円)	機器販売 その他事業 (千円)	計 (千円)	消去 又は全社 (千円)	連結 (千円)
売上高							
(1) 外部顧客に対する売上高	693,947	2,529,825	3,716,776	8,549	6,949,098		6,949,098
(2) セグメント間の内部売上高 又は振替高	1,530	4,717		2,769	9,016	9,016	
計	695,477	2,534,542	3,716,776	11,318	6,958,114	9,016	6,949,098
営業費用	917,544	2,411,888	1,052,540	7,707	4,389,680	8,344	4,381,336
営業利益(損失)	222,066	122,653	2,664,235	3,611	2,568,433	671	2,567,762

(注) 1. 事業区分の方法

事業は、製品・サービスの系列及び市場の類似性を考慮して区分しております。

2. 前連結会計年度より、株式会社ユニファイド・キャピタル・ジャパン及びその子会社を連結子会社に含めたことにより、債権・不動産投資事業を新たな事業区分として追加しております。

3. 各区分に属する主要な製品・サービス

事業区分	主要製品・サービス
コンサルティング事業	業務改善コンサルティング、システム導入コンサルティング、総合人材育成アウトソーシングサービス、株式公開支援業務・M&A・事業再生コンサルティング、医療情報システム導入コンサルティング
施設運営事業	貸会場経営、ホテル経営、音楽スタジオ・フォトスタジオ経営、ハウスウェディング・レストラン経営
債権・不動産投資事業	債権の売買・回収、不動産の運用
機器販売その他事業	コンサルティング事業に付随する機器販売その他

前連結会計年度（自 平成17年1月1日 至 平成17年12月31日）

	コンサルティング事業 (千円)	施設 運営事業 (千円)	債権・不動産 投資事業 (千円)	機器販売 その他事業 (千円)	計 (千円)	消去 又は全社 (千円)	連結 (千円)
売上高							
(1) 外部顧客に対する売上高	2,239,528	4,951,614	1,869,320	123,137	9,183,601	-	9,183,601
(2) セグメント間の内部売上高 又は振替高	7,403	4,119	-	-	11,522	11,522	-
計	2,246,931	4,955,733	1,869,320	123,137	9,195,123	11,522	9,183,601
営業費用	2,334,967	4,757,942	691,276	110,449	7,894,635	11,522	7,883,113
営業利益（損失）	88,035	197,791	1,178,044	12,688	1,300,488	-	1,300,488

(注) 1. 事業区分の方法

事業は、製品・サービスの系列及び市場の類似性を考慮して区分しております。

- 当連結会計年度より、株式会社ユニファイド・キャピタル・ジャパン及びその子会社を連結子会社を含めたことにより、債権・不動産投資事業を新たな事業区分として追加しております。
- 各区分に属する主要な製品・サービス

事業区分	主要製品・サービス
コンサルティング事業	システム導入コンサルティング、総合人材育成アウトソーシングサービス、株式公開支援業務・M&A・事業再生コンサルティング、医療情報システム導入コンサルティング
施設運営事業	貸会場経営、ホテル経営、音楽スタジオ・フォトスタジオ経営、ハウスウェディング・レストラン経営
債権・不動産投資事業	債権の売買・回収、不動産の運用
機器販売その他事業	コンサルティング事業に付随する機器販売その他

- コンサルティング事業の売上高及び営業費用には、株式公開等コンサルティングに付随して取得した営業投資有価証券売却高436,255千円及び売却原価及び手数料68,719千円がそれぞれ含まれております。
- 資産のうち消去又は全社の項目に含めた全社資産の金額は、4,217千円であり、その主なものは、当社での余剰運用資金（有価証券等）であります。

【所在地別セグメント情報】

前中間連結会計期間（自 平成17年1月1日 至 平成17年6月30日）

本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び在外支店がないため、該当事項はありません。

当中間連結会計期間（自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日）

本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び在外支店がないため、該当事項はありません。

前連結会計年度（自 平成17年1月1日 至 平成17年12月31日）

本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び在外支店がないため、該当事項はありません。

【海外売上高】

前中間連結会計期間（自 平成17年1月1日 至 平成17年6月30日）
海外売上高がないため該当事項はありません。

当中間連結会計期間（自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日）
海外売上高がないため該当事項はありません。

前連結会計年度（自 平成17年1月1日 至 平成17年12月31日）
海外売上高がないため該当事項はありません。

（1株当たり情報）

前中間連結会計期間 （自 平成17年1月1日 至 平成17年6月30日）	当中間連結会計期間 （自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日）	前連結会計年度 （自 平成17年1月1日 至 平成17年12月31日）
1株当たり純資産額 412.68円	1株当たり純資産額 594.26円	1株当たり純資産額 583.71円
1株当たり中間純損失金額 56.68円	1株当たり中間純利益金額 38.89円	1株当たり当期純利益金額 5.91円
なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、1株当たり中間純損失が計上されており、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が希薄化効果を有しないため記載しておりません。	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

（注） 1株当たり中間（当期）純利益（損失）金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間連結会計期間 （自 平成17年1月1日 至 平成17年6月30日）	当中間連結会計期間 （自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日）	前連結会計年度 （自 平成17年1月1日 至 平成17年12月31日）
1株当たり中間（当期）純利益金額			
中間（当期）純利益（損失）（千円）	132,396	94,354	13,699
普通株主に帰属しない金額（千円）	-	-	-
普通株式に係る中間（当期）純利益（損失）（千円）	132,396	94,354	13,699
期中平均株式数（千株）	2,335	2,426	2,318
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間（当期）純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	-	新株予約権1種類（新株予約権の数 250,000個）	-

(重要な後発事象)

前中間連結会計期間 (自 平成17年 1月 1日 至 平成17年 6月30日)

1. 子会社株式の取得

当社は株式会社ユニファイド・キャピタル・ジャパンの株式を取得し、子会社とすることを決議いたしました。

(1) 目的

株式会社ユニファイド・キャピタル・ジャパンは、不良債権・不動産ファンドの運営を業務としております。また、当社グループはかねてより事業再生コンサルティングを行っており、両者を組み合わせることにより、日本経済の活性化に資するビジネスを展開できるものと考えております。

(2) 取得内容

平成17年 7月27日開催の取締役会において、株式会社ユニファイド・キャピタル・ジャパンの株式167株を取得することを決議し、また、平成17年 8月31日開催の取締役会において、同社の株式333株を追加取得し、子会社(議決権の60%保有)とすることを決議いたしました。

(3) 取得の日付

平成17年 7月29日 167株
平成17年 9月30日(予定) 333株

(4) 譲受価額

501,000千円
999,000千円(予定)

(5) 会社概要

会社名	株式会社ユニファイド・キャピタル・ジャパン
主要な事業内容	債権の売買、不動産の管理・賃貸・売買の仲介、小口債権販売業務、施設運営、その他
設立年月日	平成13年 8月 3日
所在地	東京都中央区銀座六丁目 6番 5号
代表者	代表取締役 松下 寛治 代表取締役 大島 一成
資本金	126,910千円(平成17年 8月31日現在)
役員員数	14名(平成17年 8月31日現在)
売上高	417,712千円(平成17年 7月期)

(6) 支払資金の調達及び支払方法

長期借入により調達した資金による一括払いであります。

2. 多額な資金の借入

当社は、中間決算日後において、下記のとおり総額1,700,000千円の借入を実施しております。

(1) 借入先 : 株式会社りそな銀行

借入金額: 500,000千円
利率 : 年 1.25% + 3ヶ月TIBOR
返済方法: 3ヶ月ごとに20回元金均等分割返済
実施時期: 平成17年 7月29日
返済期限: 平成17年10月31日 ~ 平成22年 7月30日

(2) 借入先 : 株式会社みずほ銀行

借入金額: 1,200,000千円
利率 : 年 1.84%
返済方法: 3ヵ月ごと16回元金均等分割返済
実施時期: 平成17年 7月29日
返済期限: 平成17年10月29日 ~ 平成21年 7月29日

(3) 資金の用途: 主な資金の用途は株式会社ユニファイド・キャピタル・ジャパンへの投資資金であります。

(4) 担保 : 株式会社ユニファイド・キャピタル・ジャパンの株式1,500,000千円を担保に供する予定であります。

当中間連結会計期間（自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日）

1. 株式分割

平成18年4月14日開催の当社取締役会の決議に基づき、下記の通り株式分割による新株式を発行しております。

(1) 平成18年7月1日をもって普通株式1株につき2株の分割をしております。

分割により増加する株式数 普通株式 2,466,000株

分割方法 平成18年6月30日最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載された株主の所有株式数を、1株につき2株の割合をもって分割しております。

(2) 配当起算日 平成18年7月1日

(3) 当該株式分割が前期首に行われたと仮定した場合の前中間連結会計期間及び前連結会計年度における1株当たり情報並びに当期首に行われたと仮定した場合の当中間連結会計期間における1株当たり情報は以下のとおりとなります。

前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度
1株当たり純資産額 206.34円	1株当たり純資産額 297.13円	1株当たり純資産額 291.85円
1株当たり中間純損失金額 28.34円	1株当たり中間純利益金額 19.45円	1株当たり当期純利益金額 2.95円
潜在株式調整後1株当たり 中間純利益金額 - 円	潜在株式調整後1株当たり 中間純利益金額 - 円	潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額 - 円
なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、1株当たり中間純損失が計上されており、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が希薄化効果を有しないため記載しておりません。	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行

当社は、平成18年7月10日開催の取締役会において、第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付）の発行を決議いたしております。

1 社債の名称	株式会社ビジネスバンクコンサルティング第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付）（当該新株予約権付社債を以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。）
2 発行総額	金600,000,000円
3 各社債の金額	金25,000,000円の1種
4 社債券の形式	無記名式
5 利率（%）	本社債には利息は付さない。
6 発行価格	額面100円につき金100円 但し、本新株予約権と引換えに金銭の払込は要しない。
7 償還価格	額面100円につき金100円
8 償還期限	平成21年7月26日
9 申込期間	平成18年7月19日（水）から平成18年7月25日（火）まで
10 払込期日	平成18年7月26日（水）
11 募集方法	第三者割当ての方法により、全額をBank of Bermuda (Cayman) Limitedに割当てて。
12 物上担保・担保保証の有無	本社債には物上担保及び保証は付されておらず、また本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。
13 財務上の特約（担保提供制限）	当社は、本新株予約権付社債の未償還残高が存する限り、本新株予約権付社債発行後、当社が国内で今後発行する他の転換社債型新株予約権付社債に担保権を設定する場合には、本新株予約権付社債のためにも担保付社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定する。なお、転換社債型新株予約権付社債とは、会社法第2条第22号に定められた新株予約権付社債であって、会社法第236条第1項第3号の規定に基づき、本新株予約権の行使に際しては、当該新株予約権に係る社債を出資することが新株予約権の内容とされたものをいう。

14 利払日	該当事項なし
15 償還の方法及び期限	<p>1 償還金額 額面100円につき金100円</p> <p>2 償還の方法及び期限</p> <p>(1) 平成21年7月26日(償還期限)にその総額を額面100円につき金100円にて償還する。ただし、本社債の繰上償還については本項第(2)号乃至第(4)号に定めるところによる。</p> <p>(2) 当社の選択による繰上償還</p> <p>当社は、当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をすることを当社の株主総会(株主総会決議が不要な場合は、取締役会決議をした場合。)で決議した場合、当該組織再編行為の効力発生日以前に、その時点において未償還の本社債の全部を本社債の額面100円につき金100円で繰上償還することができる。この場合当社は本新株予約権の全部を同時に無償にて消却するものとする。</p> <p>当社は、その選択により、本社債権者に対して、平成18年10月を最初の月として(当月を含む。)、その後3か月毎の第2金曜日(ただし、第2金曜日が銀行休業日にあたる場合は、その前銀行営業日とする。)まで(当日を含む。)に事前通知を行った上で、翌月の第1銀行営業日に、残存する本社債の全部を額面100円につき金100円で、繰上償還することができる。この場合当社は本新株予約権の全部を同時に無償にて消却するものとする。</p> <p>(3) 本社債権者の選択による繰上償還</p> <p>本社債権者は、平成20年7月26日(以下、「償還期日」という。)に、その保有する本社債の全部又は一部を額面100円につき金100円で繰上償還することを当社に対し請求する権利を有する。この請求権を行使するために、本社債権者は、当該償還期日の30日前までに、所定の償還請求書に、償還を受けようとする本社債を表示し、請求の年月日等を記載してこれに記名捺印をしたうえ、当該本新株予約権付社債券を添えて本項第3号記載の償還金支払場所に預託しなければならない。</p> <p>(4) 償還すべき日が銀行休業日にあたる場合は、その前銀行営業日に支払を繰り上げる。</p> <p>3 償還金支払事務取扱者(償還金支払場所)</p> <p>株式会社ビジネスバンクコンサルティング 管理本部</p>
16 本社債に付された本新株予約権の数	各本社債に付された本新株予約権の数は1個とし、合計24個の本新株予約権を発行する。
17 本新株予約権の発行価格	本新株予約権は無償にて発行するものとする。
18 新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
19 新株予約権の目的となる株式の数	<p>本新株予約権の行使請求(第20項に定義する。)により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分(以下当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。)する数は、行使請求に係る本社債の発行価額の総額を転換価額(以下に定義する。)で除した数とする。但し、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。また、本新株予約権の行使により単元未満株式(1単元の株式の数は100株)が発生する場合、会社法第192条に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により精算する。</p> <p>なお、「転換価額」とは、第23項第2号記載の金額を指すが、これが調整される場合には、かかる調整後の金額を指す。</p>
20 新株予約権の行使期間	<p>平成18年7月27日から平成21年7月11日までの間(以下、「行使可能期間」という。)いつでも本新株予約権を行使すること(以下、「行使請求」という。)ができる。但し、当社の選択による本社債の繰上償還の場合は、償還日の3営業日前の日まで、本社債権者の選択による本社債の繰上償還の場合は、所定の償還請求書及び当該本新株予約権付社債券が第15項第(3)号記載の償還金支払場所に預託されたときまで、また 期限の利益の喪失の場合には、期限の利益の喪失時までとする。</p> <p>上記のいずれの場合も、平成21年7月11日より後に本新株予約権を行使することはできない。</p>
21 新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使はできない。
22 新株予約権の取得事由及び消却の条件	該当事項なし
23 新株予約権の行使時の払込金額	<p>1 各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該本新株予約権に係る本社債とし、当該本社債の払込金額と同額とする。</p> <p>2 転換価額は、当初1,215円とする。</p>
24 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	金600,000,000円
25 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額及び資本組入額	本新株予約権の行使により株式を発行する場合の当社普通株式1株の資本組入額は、当社普通株式1株の発行価額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げた額とする。

(1) 当社は、当社が本新株予約権付社債の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「転換価額調整式」という。)をもって転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数}}{\text{時価}} \times \text{1株当たりの発行・処分価額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

「既発行普通株式数」は当社普通株式の株主(以下「当社普通株主」という。)に割当てを受ける権利を与えるための基準日が定められている場合はその日、また、当該基準日が定められていない場合は、調整後の転換価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から当該日における当社の有する当社普通株式数を控除し、当該転換価額の調整前に、本項第(2)号乃至第(4)号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えるものとする。なお、当社普通株式の株式分割が行われる場合には、転換価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に係り増加した当社普通株式数を含まないものとする。

(2) 転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

本項第(3)号に定める時価を下回る発行価額または処分価額をもって普通株式を交付する場合(但し、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式もしくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに交付する場合または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券もしくは権利の転換・交換または行使による場合を除く。)

調整後の転換価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、又は、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

当社普通株式の株式分割または当社普通株式の無償割当てをする場合

調整後の転換価額は、当社普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降または、当社普通株式の無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用する。但し、当社普通株式の無償割当てについて、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(3)号に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する定めがあるものを発行する場合(無償割当ての場合を含む。)、または本項第(3)号に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券もしくは権利を発行する場合(無償割当ての場合を含む。)

調整後の転換価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券または権利(以下「取得請求権付株式等」という。)の全てが当初の条件で転換、交換または行使され当社普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権及び新株予約権付社債の場合は割当日)または無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

上記にかかわらず、転換、交換または行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後の転換価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で転換、交換または行使され当社普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式または取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに本項第(3)号に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する場合

調整後の転換価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、上記取得条項付株式または取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)に関して当該調整前に本項第(2)号またはによる転換価額の調整が行われている場合には、()上記交付が行われた後の本項第(3)号に定める完全希薄化後普通株式数が、上記交付の直前の既発行普通株式数を超えるときに限り、調整後の転換価額は、超過する株式数を転換価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、転換価額調整式を準用して算出するものとし、()上記交付の直前の既発行普通株式数を超えない場合は、本の調整は行わないものとする。

取得請求権付株式等の発行条件に従い当社普通株式株1株当たりの対価(本において「取得価額等」という。)の下方修正等が行われ(本項第(2)号乃至第(4)号と類似の希薄化防止条項に基づく調整の場合を除く。)、当該下方修正後の当該取得価額等が当該修正が行われる日(以下、「修正日」という。)における本項第(3)号に定める時価を下回る価額になる場合

26 転換価額の調整

()当該取得請求権付株式等に関し、本項第(2)号 による転換価額の調整が修正日前に行われていない場合、調整後の転換価額は、修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが修正日時点の条件で転換、交換または行使されたものとみなして本項第(2)号 の規定を準用して算出するものとし、修正日の翌日以降これを適用する。

()当該取得請求権付株式等に関し、本項第(2)号 または上記()による転換価額の調整が修正日前に行われている場合で、修正日に残存する取得請求権付株式等の全てを修正日時点の条件で転換、交換または行使され当社普通株式が交付されたものとみなしたときの、本項第(3)号 に定める完全希薄化後普通株式数が、当該修正が行われなかった場合の既発行普通株式数を超えるときには、調整後の転換価額は、当該超過株式数を転換価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、転換価額調整式を準用して算出するものとし、修正日の翌日以降これを適用する。なお、1か月間に複数回の取得価額等の修正が行われる場合には、調整後の転換価額は、当該修正された取得価額等のうちの最も低いものについて、転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該月の末日の翌日以降、これを適用する。

本項第(2)号 乃至 における対価とは、当該株式または新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の発行に際して払込みがなされた額(本項第(2)号 における新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。)から、その取得または行使に際して当該株式または新株予約権の所持人に交付される金銭その他の財産の価額を控除した金額を、その取得または行使に際して交付される当社普通株式の数で除した金額をいう。

本項第(2)号 乃至 の各取引において、当社普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会または取締役会その他当社機関の承認を条件としているときには、本項第(2)号 乃至 にかかわらず、調整後の転換価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用するものとする。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}) \times \text{調整前転換価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$

26 転換価額の調整

この場合に1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

(3) 転換価額調整式中の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額が初めて適用される日(ただし、本項第(2)号 の場合は基準日)に先立つ45取引日に始まる30取引日の株式会社ジャスダック証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

完全希薄化後普通株式数は、調整後の転換価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除し、当該転換価額の調整以前に、本項第(2)号乃至第(4)号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えたものとする(当該転換価額の調整において本項第(2)号乃至第(4)号に基づき「交付普通株式数」に該当するものとみなされることとなる当社普通株式数を含む。)

本項第(2)号 乃至 に定める証券または権利に類似した証券または権利が交付された場合における調整後の転換価額は本項第(2)号の規定のうち、当社証券または権利に類似する証券または権利についての規定を準用して算出するものとする。

(4) 本項第(2)号の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本社債権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な転換価額の調整を行う。

株式の併合、当社を存続会社とする合併、他の会社が行う吸収分割による当該会社の権利義務の全部または一部の承継、または他の株式会社が行う株式交換による当該株式会社の発行済株式数の全部の取得のために転換価額の調整を必要とするとき。

その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。

転換価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(5) 本社債権者に対して公告をする場合は、当社の定款所定の方法によりこれを行う。但し、法令に別段の定めがある場合を除き、公告の掲載に代えて各本社債権者に直接通知する方法によることができる。

27 代用払込に関する事項	本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該本新株予約権に係る本社債とし、当該本社債の価額はその払込金額と同額とする。なお、交付株式数に転換価額（ただし、第26項によって調整された場合は調整後の転換価額）を乗じた額が本社債の払込金額を下回る場合には、発行会社は、その差額分を精算金として、本新株予約権付社債の社債権者に対して直ちに交付する。
28 本新株予約権の行使後第1回目の配当	行使請求により交付された当社の普通株式の利益配当金については、行使請求が1月1日から6月30日になされたときは1月1日に、7月1日から12月31日までになされたときは7月1日に、それぞれ新株の発行がなされたものとみなしてこれを支払うものとする。
29 本新株予約権の発行価格を無償とする理由及びその行使に際して払込むべき金額の算定理由	本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、かつ本新株予約権が行使されると代用払込により本社債は消滅するなど、本社債と本新株予約権が相互に密接に関連することを考慮し、また、本新株予約権に内在する理論的な経済的価値と、本社債の利率、繰上償還および発行価額等のその他の発行条件により当社が得ることのできる経済的価値とを勘案して、その発行価額を無償とした。また、本新株予約権付社債が転換社債型新株予約権付社債であることから、本新株予約権1個の行使に際して払込をなすべき額は各本社債の発行価額と同額とし、当初転換価額は、株式会社ジャスダック証券取引所における当社普通株式の普通取引における平成18年7月7日(金)終値に0.9を乗じて算出される金額(1,215円)を基準とした。
30 行使請求受付場所	株式会社ビジネスバンクコンサルティング 管理本部
31 行使請求取次場所	該当事項なし
32 社債管理会社	本新株予約権付社債は、会社法第702条ただし書および会社法施行規則第169条の要件を充たすものであり、社債管理会社は設置されない。
33 新株予約権の譲渡に関する事項	本社債は会社法第254条第2項本文および第3項本文の定めにより、本社債と本新株予約権のうち一方のみを譲渡することはできない。
34 上記に定めるもののほか、本新株予約権付社債の発行に関し必要な事項は、代表取締役社長に一任する。	
35 上記各項については証券取引法による届出の効力発生を条件とする。	

3. 株式交換による株式会社東京リートの完全子会社化の中止

平成18年6月1日、当社は株式会社東京リート（現社名；株式会社パレックス）との間で平成18年10月1日を効力発生日とする株式交換契約を締結いたしました。当該契約において、株式会社東京リートの普通株式1株に対し当社の普通株式84.41株を割り当て交付する予定でありました。しかしながらその後、慎重な検討を重ねた結果、平成18年8月25日開催の取締役会の承認を得て、当該株式交換契約を合意解除いたしました。

前連結会計年度（自 平成17年1月1日 至 平成17年12月31日）

ストックオプション

平成18年3月30日開催の当社定時株主総会において、商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき、当社及び当社子会社の役員・従業員・顧問契約等に基づき当社に助言をする者に対し、ストックオプションとして新株予約権を無償にて発行することを決議いたしました。

決議年月日	平成18年3月30日
付与対象者の区分及び人数	当社及び当社子会社の役員、従業員並びに顧問等。 なお、人数等の詳細については、定時株主総会後の取締役会にて決定する。
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数（株）	250,000株（上限）
新株予約権の行使時の払込金額（円）	（注）
新株予約権の行使期間	自 平成18年4月10日 至 平成28年3月29日
新株予約権の行使の条件	(1) 新株予約権者のうち、当社及び当社子会社の役員、従業員は、権利行使時において当社または当社子会社の役員及び使用人の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りでない。新株予約権者のうち、顧問等については、権利行使時においても同様の地位であることを要する。ただし取締役会が承認した場合はこの限りではない。 (2) 新株予約権者は、権利行使時において、当該行使にかかる新株予約権発行の日以降、破産宣告を受けていないこと、法令ならびに当社または当社の子会社の内部規律に違反する行為がないことを要する。
新株予約権の譲渡に関する事項	(1) 新株予約権の譲渡、質入、その他の処分をすることができないものとする。 (2) 新株予約権者の相続人は、本新株予約権を行使することができないものとする。

（注）新株予約権を発行する日におけるジャスダック証券取引所の当社株式普通取引の最終価格に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げるものとします。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行後、時価を下回る価額で新株の発行（新株予約権による権利行使の場合を除く）または自己株式を処分する場合、次の算式により払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、当社が資本の減少、合併または株式分割を行う場合等、行使価格の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた時は、資本の減少、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲内で行使価格を調整するものとします。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

2 【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

【中間貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成17年6月30日)		当中間会計期間末 (平成18年6月30日)		前事業年度の要約貸借対照表 (平成17年12月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
(資産の部)							
流動資産							
1. 現金及び預金		471,382		1,030,089		977,964	
2. 売掛金		382,124		224,403		669,207	
3. 営業投資有価証券		569,550		399,660		220,000	
4. たな卸資産		56,514		58,451		32,109	
5. 関係会社短期貸付金		485,000		104,057		154,057	
6. その他	4	293,949		44,942		261,862	
貸倒引当金		624		562		562	
流動資産合計		2,257,896	66.6	1,861,042	41.5	2,314,640	46.6
固定資産							
1. 有形固定資産	1	54,216		51,606		46,737	
2. 無形固定資産		91,690		150,855		113,710	
3. 投資その他の資産							
(1) 関係会社株式	2	890,000		2,289,995		2,390,000	
(2) その他		95,946		132,538		102,531	
計		985,946		2,422,533		2,492,531	
固定資産合計		1,131,853	33.4	2,624,995	58.5	2,652,980	53.4
資産合計		3,389,749	100.0	4,486,038	100.0	4,967,620	100.0

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成17年6月30日)		当中間会計期間末 (平成18年6月30日)		前事業年度の要約貸借対照表 (平成17年12月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
(負債の部)							
流動負債							
1. 買掛金		55,557		93,260		151,893	
2. 短期借入金		1,400,000		400,000		400,000	
3. 一年以内返済予定 長期借入金	2	-		525,000		475,000	
4. 未払法人税等		1,735		2,761		83,457	
5. 賞与引当金		6,075		5,090		6,405	
6. その他	4	89,000		109,031		50,997	
流動負債合計		1,552,369	45.8	1,135,143	25.3	1,167,754	23.5
固定負債							
1. 社債		700,000		700,000		700,000	
2. 繰延税金負債		115,625		-		-	
3. 退職給付引当金		9,552		9,700		9,298	
4. 長期借入金	2	-		1,375,000		1,625,000	
固定負債合計		825,178	24.3	2,084,700	46.5	2,334,298	47.0
負債合計		2,377,548	70.1	3,219,843	71.8	3,502,052	70.5
(資本の部)							
資本金							
資本剰余金		257,800	7.6	-	-	507,732	10.2
1. 資本準備金							
資本剰余金合計		263,250	7.8	-	-	513,182	10.3
利益剰余金							
1. 利益準備金		550		-		550	
2. 中間(当期)未処分利益		367,661		-		499,193	
利益剰余金合計		368,211	10.9	-	-	499,743	10.1
その他有価証券評価差額 金		180,100	5.3	-	-	2,069	0.0
自己株式		57,160	1.7	-	-	57,160	1.1
資本合計		1,012,201	29.9	-	-	1,465,567	29.5
負債資本合計		3,389,749	100.0	-	-	4,967,620	100.0

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成17年6月30日)		当中間会計期間末 (平成18年6月30日)		前事業年度の要約貸借対照表 (平成17年12月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
(純資産の部)							
株主資本							
1. 資本金		-	-	507,732	11.3	-	-
2. 資本剰余金							
(1) 資本準備金		-	-	513,182		-	-
資本剰余金合計		-	-	513,182	11.5	-	-
3. 利益剰余金							
(1) 利益準備金		-	-	550		-	-
(2) その他利益剰余金							
繰越利益剰余金		-	-	344,310		-	-
利益剰余金合計		-	-	344,860	7.7	-	-
4. 自己株式		-	-	57,160	1.3	-	-
株主資本合計		-	-	1,308,615	29.2	-	-
評価・換算差額等							
その他有価証券評価差額金		-	-	42,420		-	-
評価・換算差額等合計		-	-	42,420	1.0	-	-
純資産合計		-	-	1,266,194	28.2	-	-
負債純資産合計		-	-	4,486,038	100.0	-	-

【中間損益計算書】

区分	注記 番号	前中間会計期間 (自 平成17年1月1日 至 平成17年6月30日)		当中間会計期間 (自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日)		前事業年度の要約損益計算書 (自 平成17年1月1日 至 平成17年12月31日)					
		金額(千円)	百分比 (%)	金額(千円)	百分比 (%)	金額(千円)	百分比 (%)				
売上高	1		712,211	100.0		542,455	100.0		1,965,588	100.0	
売上原価	1		511,334	71.8		426,750	78.7		1,241,633	63.2	
売上総利益			200,877	28.2		115,704	21.3		723,954	36.8	
販売費及び一般管理 費			262,543	36.9		208,585	38.4		526,391	26.8	
営業利益(損失)			61,666	8.7		92,881	17.1		197,563	10.0	
営業外収益	2		7,187	1.0		1,891	0.3		12,096	0.7	
営業外費用	3		15,068	2.1		30,514	5.6		74,424	3.8	
経常利益(損失)			69,547	9.8		121,503	22.4		135,235	6.9	
特別利益	5					930	0.2				
特別損失											
税引前中間(当期) 純利益(損失)			69,547	9.8		120,573	22.2		135,235	6.9	
法人税、住民税及 び事業税		270				1,253			81,344		
法人税等調整額		7,219	6,949	1.0		8,796	10,049	1.9	15,043	66,301	3.4
中間(当期)純利 益(損失)			62,598	8.8		130,623	24.1		68,934	3.5	
前期繰越利益			430,259			-			430,259		
中間(当期)未処 分利益			367,661			-			499,193		

【中間株主資本等変動計算書】

当中間会計期間（自 平成18年 1月 1日 至 平成18年 6月30日）

	株主資本							株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式	
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
平成17年12月31日残高(千円)	507,732	513,182	513,182	550	499,193	499,743	57,160	1,463,498
中間会計期間中の変動額								
剰余金の配当					24,260	24,260		24,260
中間純利益					130,623	130,623		130,623
株主資本以外の項目の中間会計 期間中の変動額（純額）								
中間会計期間中の変動額合計(千 円)	-	-	-	-	154,883	154,883	-	154,883
平成18年 6月30日残高(千円)	507,732	513,182	513,182	550	344,310	344,860	57,160	1,308,615

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
平成17年12月31日残高(千円)	2,069	2,069	1,465,567
中間会計期間中の変動額			
剰余金の配当			24,260
中間純利益			130,623
株主資本以外の項目の中間会計 期間中の変動額（純額）	44,489	44,489	44,489
中間会計期間中の変動額合計(千円)	44,489	44,489	199,372
平成18年 6月30日残高(千円)	42,420	42,420	1,266,194

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

項目	前中間会計期間 (自 平成17年 1月 1日 至 平成17年 6月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年 1月 1日 至 平成18年 6月30日)	前事業年度 (自 平成17年 1月 1日 至 平成17年12月31日)
1. 資産の評価基準及び 評価方法	<p>(1) 有価証券 子会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。 その他有価証券(営業投資有価証券を含む) 時価のあるもの 中間決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。 時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。</p> <p>(2) たな卸資産 商品 個別法による原価法を採用しております。 仕掛品 個別法による原価法を採用しております。</p>	<p>(1) 有価証券 子会社株式 同左 その他有価証券(営業投資有価証券を含む) 時価のあるもの 中間決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。 時価のないもの 同左</p> <p>(2) たな卸資産 商品 同左 仕掛品 同左</p>	<p>(1) 有価証券 子会社株式 同左 その他有価証券(営業投資有価証券を含む) 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。 時価のないもの 同左</p> <p>(2) たな卸資産 商品 同左 仕掛品 同左</p>
2. 固定資産の減価償却 の方法	<p>(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物附属設備 10～15年 車輛運搬具 6年 工具器具備品 4～6年</p> <p>(2) 無形固定資産 市場販売目的ソフトウェアについては見込有効期間(3年以内)における販売数量に基づく方法、また、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(3～5年)に基づく定額法を採用しております。</p> <p>(3) 長期前払費用 定額法によっております。</p>	<p>(1) 有形固定資産 同左</p> <p>(2) 無形固定資産 同左</p> <p>(3) 長期前払費用 同左</p>	<p>(1) 有形固定資産 同左</p> <p>(2) 無形固定資産 同左</p> <p>(3) 長期前払費用 同左</p>

項目	前中間会計期間 (自 平成17年1月1日 至 平成17年6月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日)	前事業年度 (自 平成17年1月1日 至 平成17年12月31日)
3. 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金 売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 賞与引当金 従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職給付債務の当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 なお、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。</p>	<p>(1) 貸倒引当金 同左</p> <p>(2) 賞与引当金 同左</p> <p>(3) 退職給付引当金 同左</p>	<p>(1) 貸倒引当金 同左</p> <p>(2) 賞与引当金 従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務を計上しております。 なお、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。</p>
4. 収益及び費用の計上基準	<p>当社は株式上場等のコンサルティングに付随して取得した営業投資有価証券について、営業投資有価証券売却高及び受取配当金は「売上高」に、売却有価証券帳簿価額、支払手数料及び評価損等は「売上原価」にそれぞれ計上することとしております。</p>	<p>同左</p>	<p>同左</p>
5. リース取引の処理方法	<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p>	<p>同左</p>	<p>同左</p>
6. ヘッジ会計の方法		<p>(1) ヘッジ会計の方法 金利スワップについては、特例処理の要件を満たしているため、特例処理によっております。</p> <p>(2) ヘッジ手段とヘッジ方法 ヘッジ手段...金利スワップ取引 ヘッジ対象...借入金の金利</p> <p>(3) ヘッジ方針 一部の借入金について金利スワップ取引により金利変動リスクをヘッジしております。</p> <p>(4) ヘッジの有効性評価の方法 特例処理の要件を満たしている金利スワップ取引については、有効性の評価を省略しております。</p>	<p>(1) ヘッジ会計の方法 同左</p> <p>(2) ヘッジ手段とヘッジ方法 同左</p> <p>(3) ヘッジ方針 同左</p> <p>(4) ヘッジの有効性評価の方法 同左</p>
7. その他中間財務諸表(財務諸表)作成のための基本となる重要な事項	<p>消費税等の処理方法 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。</p>	<p>消費税等の処理方法 同左</p>	<p>消費税等の処理方法 同左</p>

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

前中間会計期間 (自 平成17年1月1日 至 平成17年6月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日)	前事業年度 (自 平成17年1月1日 至 平成17年12月31日)
	<p>(固定資産の減損に係る会計基準)</p> <p>当中間会計期間より、固定資産の減損に係る会計基準(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成14年8月9日))及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第6号 平成15年10月31日)を適用しております。これによる損益に与える影響はありません。</p>	
	<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)</p> <p>当中間会計期間より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。</p> <p>従来の資本の部の合計に相当する金額は1,266,194千円であります。</p> <p>なお、中間財務諸表等規則の改正により、当中間会計期間における中間貸借対照表の純資産の部については、改正後の中間財務諸表等規則により作成しております。</p>	
	<p>(役員賞与に関する会計基準)</p> <p>当中間会計期間より、「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準第4号 平成17年11月29日)を適用しております。これによる損益に与える影響はありません。</p>	
	<p>(ストック・オプション等に関する会計基準等)</p> <p>当中間会計期間より「ストック・オプション等に関する会計基準」(企業会計基準第8号 平成17年12月27日)及び「ストック・オプションに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第11号 平成17年12月27日)を適用しております。</p> <p>これによる損益に与える影響はありません。</p>	

追加情報

<p>前中間会計期間 (自 平成17年 1月 1日 至 平成17年 6月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成18年 1月 1日 至 平成18年 6月30日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成17年 1月 1日 至 平成17年12月31日)</p>
<p>「地方税法等の一部を改正する法律」(平成15年法律第9号)が平成15年3月31日に公布され、平成16年4月1日以後に開始する事業年度より外形標準課税制度が導入されたことに伴い、当中間会計期間から「法人事業税における外形標準課税部分の損益計算書上の表示についての実務上の取扱い」(平成16年2月13日企業会計基準委員会実務対応報告第12号)に従い法人事業税の付加価値割及び資本割については、販売費及び一般管理費に計上しております。</p> <p>この結果、販売費及び一般管理費は1,470千円増加し、営業損失、経常損失及び税引前中間純損失は1,470千円増加しております。</p>		<p>「地方税法等の一部を改正する法律」(平成15年法律第9号)が平成15年3月31日に公布され、平成16年4月1日以後に開始する事業年度より外形標準課税制度が導入されたことに伴い、当中間会計期間から「法人事業税における外形標準課税部分の損益計算書上の表示についての実務上の取扱い」(平成16年2月13日企業会計基準委員会実務対応報告第12号)に従い法人事業税の付加価値割及び資本割については、販売費及び一般管理費に計上しております。</p> <p>この結果、販売費及び一般管理費は5,439千円増加し、営業損失、経常損失及び税引前中間純損失は5,439千円増加しております。</p>

注記事項

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成17年6月30日)	当中間会計期間末 (平成18年6月30日)	前事業年度末 (平成17年12月31日)
<p>1.有形固定資産の減価償却累計額 46,956千円</p> <p>2.担保資産及び担保付債務 関連会社の長期借入金1,340,000千円 (うち、1年以内返済予定の長期借入金 284,000千円)の担保の一部として当社の 保有する関係会社株式(子会社株式) 500,000千円に質権が設定されておま す。</p> <p>3.偶発債務 次の関係会社のリース債務につい て、債務保証を行っております。 ㈱メディカルネットバンク 15,423千円</p> <p>4.消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は、相 殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、 流動資産の「その他」に含めて表示して おります。</p>	<p>1.有形固定資産の減価償却累計額 60,617千円</p> <p>2.担保資産及び担保付債務 (1)担保提供資産 関係会社株式 1,500,000千円 (2)対応債務 一年内返済予定の 長期借入金 300,000千円 長期借入金 675,000 計 975,000 また、関連会社の長期借入金1,056,000 千円(うち、一年以内返済予定の長期借 入金116,000千円)の担保の一部として、 当社の保有する関係会社株式(子会社株 式)500,000千円に質権が設定されてお ります。</p> <p>3.</p> <p>4.消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺 のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動 負債の「その他」に含めて表示してお ります。</p>	<p>1.有形固定資産の減価償却累計額 54,809千円</p> <p>2.担保資産及び担保付債務 (1)担保提供資産 関係会社株式 1,500,000千円 (2)対応債務 一年内返済予定の 長期借入金 300,000千円 長期借入金 825,000 計 1,125,000 また、関係会社の長期借入金1,114,000 千円(うち、一年以内返済予定の長期借 入金116,000千円)の担保の一部として、 当社の保有する関係会社株式(子会社株 式)500,000千円に質権が設定されていま す。</p> <p>3.偶発債務 当社の関係会社である㈱メディカルネ ットバンクの次の債務について、債務保 証を行っております。 短期借入金 70,000千円 リース債務 11,062千円</p> <p>4.</p>

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自平成17年1月1日 至平成17年6月30日)	当中間会計期間 (自平成18年1月1日 至平成18年6月30日)	前事業年度 (自平成17年1月1日 至平成17年12月31日)
<p>1.売上高には、営業投資有価証券の売却 高93,337千円、売上原価には同売却原 価及び手数料11,871千円が含まれてお ります。</p> <p>2.営業外収益のうち主要なもの 受取利息 5,439千円</p> <p>3.営業外費用のうち主要なもの 支払利息 4,986千円 社債利息 4,909千円 保険解約損 2,122千円</p> <p>4.減価償却実施額 有形固定資産 7,741千円 無形固定資産 10,743千円</p> <p>5.</p>	<p>1.</p> <p>2.営業外収益のうち主要なもの 受取利息 1,674千円</p> <p>3.営業外費用のうち主要なもの 支払利息 21,431千円 社債利息 5,075千円</p> <p>4.減価償却実施額 有形固定資産 5,808千円 無形固定資産 23,476千円</p> <p>5.特別利益のうち主要なもの 子会社株式売却益 930千円</p>	<p>1.売上高には、営業投資有価証券の売却 高436,255千円、売上原価には同売却 原価及び手数料68,719千円が含まれて おります。</p> <p>2.</p> <p>3.営業外費用のうち主要なもの 支払利息 26,917千円 社債利息 10,150千円 支払手数料 27,081千円</p> <p>4.減価償却実施額 有形固定資産 15,594千円 無形固定資産 39,183千円</p> <p>5.</p>

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間(自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末株式数 (千株)	当中間会計期間増加 株式数(千株)	当中間会計期間減少 株式数(千株)	当中間会計期間末 株式数(千株)
普通株式	40	-	-	40
合計	40	-	-	40

(リース取引関係)

前中間会計期間 (自 平成17年 1月 1日 至 平成17年 6月30日)				当中間会計期間 (自 平成18年 1月 1日 至 平成18年 6月30日)				前事業年度 (自 平成17年 1月 1日 至 平成17年12月31日)			
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 1. 借主側 (1)リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額				リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 1. 借主側 (1)リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額				リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 1. 借主側 (1)リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額			
	取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	中間期末残高相当額 (千円)		取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	中間期末残高相当額 (千円)		取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	期末残高相当額 (千円)
有形固定資産(工具器具備品)	59,045	16,213	42,831	有形固定資産(工具器具備品)	53,528	23,154	30,374	有形固定資産(工具器具備品)	59,045	23,104	35,941
無形固定資産(ソフトウェア)	19,878	3,313	16,565	無形固定資産(ソフトウェア)	19,878	8,282	11,595	無形固定資産(ソフトウェア)	19,878	5,797	14,080
合計	78,924	19,526	59,397	合計	73,407	31,437	41,970	合計	78,924	28,902	50,021
(2)未経過リース料中間期末残高相当額 1年内 23,831千円 1年超 74,161千円 合計 97,992千円				(2)未経過リース料中間期末残高相当額 1年内 23,068千円 1年超 51,092千円 合計 74,161千円				(2)未経過リース料期末残高相当額 1年内 22,864千円 1年超 62,738千円 合計 85,602千円			
(3)支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 支払リース料 10,331千円 減価償却費相当額 10,781千円 支払利息相当額 814千円				(3)支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 支払リース料 8,400千円 減価償却費相当額 8,051千円 支払利息相当額 708千円				(3)支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 支払リース料 19,886千円 減価償却費相当額 20,157千円 支払利息相当額 1,649千円			
(4)減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。				(4)減価償却費相当額の算定方法 同左				(4)減価償却費相当額の算定方法 同左			
(5)利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。				(5)利息相当額の算定方法 同左				(5)利息相当額の算定方法 同左			
2. 貸主側 未経過リース料中間期末残高相当額 1年内 7,434千円 1年超 28,397千円 合計 35,831千円				2. 貸主側 未経過リース料中間期末残高相当額 1年内 7,815千円 1年超 20,581千円 合計 28,397千円				2. 貸主側 未経過リース料期末残高相当額 1年内 7,622千円 1年超 24,538千円 合計 32,160千円			
(注)上記は全て転貸リース取引に係る貸主側の未経過リース料中間期末残高相当額であります。 なお当該転貸リース取引はおおむね同一の条件で第三者にリースしているため、ほぼ同額の残高が上記の借主側の未経過リース料中間期末残高相当額に含まれております。				(注)上記は全て転貸リース取引に係る貸主側の未経過リース料中間期末残高相当額であります。 なお当該転貸リース取引はおおむね同一の条件で第三者にリースしているため、ほぼ同額の残高が上記の借主側の未経過リース料中間期末残高相当額に含まれております。				(注)上記は全て転貸リース取引に係る貸主側の未経過リース料期末残高相当額であります。 なお当該転貸リース取引はおおむね同一の条件で第三者にリースしているため、ほぼ同額の残高が上記の借主側の未経過リース料期末残高相当額に含まれております。			

(有価証券関係)

前中間会計期間末 (平成17年6月30日現在)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません。

当中間会計期間末 (平成18年6月30日現在)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません。

前事業年度末 (平成17年12月31日現在)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません。

(1株当たり情報)

前中間会計期間 (自 平成17年1月1日 至 平成17年6月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日)	前事業年度 (自 平成17年1月1日 至 平成17年12月31日)
1株当たり純資産額 440.57円	1株当たり純資産額 521.93円	1株当たり純資産額 604.11円
1株当たり中間純損失金額 26.80円	1株当たり中間純損失金額 53.84円	1株当たり当期純利益金額 29.73円
なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、1株当たり中間純損失が計上されており、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、1株当たり中間純損失が計上されており、また、潜在株式は希薄化効果を有しないため記載しておりません。	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注) 1株当たり中間(当期)純利益(損失)金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 平成17年1月1日 至 平成17年6月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日)	前事業年度 (自 平成17年1月1日 至 平成17年12月31日)
中間(当期)純利益(損失)(千円)	62,598	130,623	68,934
普通株主に帰属しない金額(千円)			
普通株式に係る中間(当期)純利益(損失)(千円)	62,598	130,623	68,934
期中平均株式数(千株)	2,335	2,426	2,318
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要		新株予約権1種類(新株予約権の数 250,000個)	

(重要な後発事象)

前中間会計期間 (自 平成17年1月1日 至 平成17年6月30日)

1. 子会社株式の取得

当社は株式会社ユニファイド・キャピタル・ジャパンの株式を取得し、子会社とすることを決議いたしました。

(1) 目的

株式会社ユニファイド・キャピタル・ジャパンは、不良債権・不動産ファンドの運営を業務としております。また、当社グループはかねてより事業再生コンサルティングを行っており、両者を組み合わせることにより、日本経済の活性化に資するビジネスを展開できるものと考えております。

(2) 取得内容

平成17年7月27日開催の取締役会において、株式会社ユニファイド・キャピタル・ジャパンの株式167株を取得することを決議し、また、平成17年8月31日開催の取締役会において、同社の株式333株を追加取得し、子会社(議決権の60%保有)とすることを決議いたしました。

(3) 取得の日付

平成17年7月29日 167株
平成17年9月30日(予定) 333株

(4) 譲受価額

501,000千円
999,000千円(予定)

(5) 会社概要

会社名	株式会社ユニファイド・キャピタル・ジャパン
主要な事業内容	債権の売買、不動産の管理・賃貸・売買の仲介、小口債権販売業務、施設運営、その他
設立年月日	平成13年8月3日
所在地	東京都中央区銀座六丁目6番5号
代表者	代表取締役 松下 寛治 代表取締役 大島 一成
資本金	126,910千円(平成17年8月31日現在)
役員員数	14名(平成17年8月31日現在)
売上高	417,712千円(平成17年7月期)

(6) 支払資金の調達及び支払方法

長期借入により調達した資金による一括払いであります。

2. 多額な資金の借入

当社は、中間決算日後において、下記のとおり総額1,700,000千円の借入を実施しております。

(1) 借入先 : 株式会社りそな銀行

借入金額 : 500,000千円
利率 : 年 1.25% + 3ヶ月TIBOR
返済方法 : 3ヶ月ごとに20回元金均等分割返済
実施時期 : 平成17年7月29日
返済期限 : 平成17年10月31日 ~ 平成22年7月30日

(2) 借入先 : 株式会社みずほ銀行

借入金額 : 1,200,000千円
利率 : 年 1.84%
返済方法 : 3ヶ月ごと16回元金均等分割返済
実施時期 : 平成17年7月29日
返済期限 : 平成17年10月29日 ~ 平成21年7月29日

(3) 資金の用途 : 主な資金の用途は株式会社ユニファイド・キャピタル・ジャパンへの投資資金であります。

(4) 担保 : 株式会社ユニファイド・キャピタル・ジャパンの株式1,500,000千円を担保に供する予定であります。

当中間会計期間（自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日）

1. 株式分割

平成18年4月14日開催の当社取締役会の決議に基づき、下記の通り株式分割による新株式を発行しております。

(1) 平成18年7月1日をもって普通株式1株につき2株の分割をしております。

分割により増加する株式数 普通株式 2,466,000株

分割方法 平成18年6月30日最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載された株主の所有株式数を、1株につき2株の割合をもって分割しております。

(2) 配当起算日 平成18年7月1日

(3) 当該株式分割が前期首に行われたと仮定した場合の前中間会計期間及び前会計年度における1株当たり情報並びに当期首に行われたと仮定した場合の当中間会計期間における1株当たり情報は以下のとおりとなります。

前中間会計期間		当中間会計期間		前会計年度	
1株当たり純資産額	220.28円	1株当たり純資産額	260.96円	1株当たり純資産額	302.05円
1株当たり中間純損失金額	13.40円	1株当たり中間純損失金額	26.92円	1株当たり当期純利益金額	14.87円
潜在株式調整後1株当たり 中間純利益金額	- 円	潜在株式調整後1株当たり 中間純利益金額	- 円	潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額	- 円
なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、1株当たり中間純損失が計上されており、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、1株当たり中間純損失が計上されており、また、潜在株式は希薄化効果を有しないため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	

2. 第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行

当社は、平成18年7月10日開催の取締役会において、第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付）の発行を決議いたしております。

1 社債の名称	株式会社ビジネスバンクコンサルティング第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付）（当該新株予約権付社債を以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。）
2 発行総額	金600,000,000円
3 各社債の金額	金25,000,000円の1種
4 社債券の形式	無記名式
5 利率（%）	本社債には利息は付さない。
6 発行価格	額面100円につき金100円 但し、本新株予約権と引換えに金銭の払込は要しない。
7 償還価格	額面100円につき金100円
8 償還期限	平成21年7月26日
9 申込期間	平成18年7月19日（水）から平成18年7月25日（火）まで
10 払込期日	平成18年7月26日（水）
11 募集方法	第三者割当ての方法により、全額をBank of Bermuda (Cayman) Limitedに割当てる。
12 物上担保・担保保証の有無	本社債には物上担保及び保証は付されておらず、また本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。
13 財務上の特約（担保提供制限）	当社は、本新株予約権付社債の未償還残高が存する限り、本新株予約権付社債発行後、当社が国内で今後発行する他の転換社債型新株予約権付社債に担保権を設定する場合には、本新株予約権付社債のためにも担保付社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定する。なお、転換社債型新株予約権付社債とは、会社法第2条第22号に定められた新株予約権付社債であって、会社法第236条第1項第3号の規定に基づき、本新株予約権の行使に際しては、当該新株予約権に係る社債を出資することが新株予約権の内容とされたものをいう。

14 利払日	該当事項なし
15 償還の方法及び期限	<p>1 償還金額 額面100円につき金100円</p> <p>2 償還の方法及び期限</p> <p>(1) 平成21年7月26日(償還期限)にその総額を額面100円につき金100円にて償還する。ただし、本社債の繰上償還については本項第(2)号乃至第(4)号に定めるところによる。</p> <p>(2) 当社の選択による繰上償還</p> <p>当社は、当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をすることを当社の株主総会(株主総会決議が不要な場合は、取締役会決議をした場合。)で決議した場合、当該組織再編行為の効力発生日以前に、その時点において未償還の本社債の全部を本社債の額面100円につき金100円で繰上償還することができる。この場合当社は本新株予約権の全部を同時に無償にて消却するものとする。</p> <p>当社は、その選択により、本社債権者に対して、平成18年10月を最初の月として(当月を含む。)、その後3か月毎の第2金曜日(ただし、第2金曜日が銀行休業日にあたる場合は、その前銀行営業日とする。)まで(当日を含む。)に事前通知を行った上で、翌月の第1銀行営業日に、残存する本社債の全部を額面100円につき金100円で、繰上償還することができる。この場合当社は本新株予約権の全部を同時に無償にて消却するものとする。</p> <p>(3) 本社債権者の選択による繰上償還</p> <p>本社債権者は、平成20年7月26日(以下、「償還期日」という。)に、その保有する本社債の全部又は一部を額面100円につき金100円で繰上償還することを当社に対し請求する権利を有する。この請求権を行使するために、本社債権者は、当該償還期日の30日前までに、所定の償還請求書に、償還を受けようとする本社債を表示し、請求の年月日等を記載してこれに記名捺印をしたうえ、当該本新株予約権付社債券を添えて本項第3号記載の償還金支払場所に預託しなければならない。</p> <p>(4) 償還すべき日が銀行休業日にあたる場合は、その前銀行営業日に支払を繰り上げる。</p> <p>3 償還金支払事務取扱者(償還金支払場所)</p> <p>株式会社ビジネスバンクコンサルティング 管理本部</p>
16 本社債に付された本新株予約権の数	各本社債に付された本新株予約権の数は1個とし、合計24個の本新株予約権を発行する。
17 本新株予約権の発行価格	本新株予約権は無償にて発行するものとする。
18 新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
19 新株予約権の目的となる株式の数	<p>本新株予約権の行使請求(第20項に定義する。)により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分(以下当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。)する数は、行使請求に係る本社債の発行価額の総額を転換価額(以下に定義する。)で除した数とする。但し、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。また、本新株予約権の行使により単元未満株式(1単元の株式の数は100株)が発生する場合、会社法第192条に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により精算する。</p> <p>なお、「転換価額」とは、第23項第2号記載の金額を指すが、これが調整される場合には、かかる調整後の金額を指す。</p>
20 新株予約権の行使期間	<p>平成18年7月27日から平成21年7月11日までの間(以下、「行使可能期間」という。)いつでも本新株予約権を行使すること(以下、「行使請求」という。)ができる。但し、当社の選択による本社債の繰上償還の場合は、償還日の3営業日前の日まで、本社債権者の選択による本社債の繰上償還の場合は、所定の償還請求書及び当該本新株予約権付社債券が第15項第(3)号記載の償還金支払場所に預託されたときまで、また 期限の利益の喪失の場合には、期限の利益の喪失時までとする。</p> <p>上記のいずれの場合も、平成21年7月11日より後に本新株予約権を行使することはできない。</p>
21 新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使はできない。
22 新株予約権の取得事由及び消却の条件	該当事項なし
23 新株予約権の行使時の払込金額	<p>1 各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該本新株予約権に係る本社債とし、当該本社債の払込金額と同額とする。</p> <p>2 転換価額は、当初1,215円とする。</p>
24 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	金600,000,000円
25 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額及び資本組入額	本新株予約権の行使により株式を発行する場合の当社普通株式1株の資本組入額は、当社普通株式1株の発行価額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げた額とする。

(1) 当社は、当社が本新株予約権付社債の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「転換価額調整式」という。)をもって転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数}}{\text{時価}} \times \text{1株当たりの発行・処分価額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

「既発行普通株式数」は当社普通株式の株主(以下「当社普通株主」という。)に割当てを受ける権利を与えるための基準日が定められている場合はその日、また、当該基準日が定められていない場合は、調整後の転換価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から当該日における当社の有する当社普通株式数を控除し、当該転換価額の調整前に、本項第(2)号乃至第(4)号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えるものとする。なお、当社普通株式の株式分割が行われる場合には、転換価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に係り増加した当社普通株式数を含まないものとする。

(2) 転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

本項第(3)号に定める時価を下回る発行価額または処分価額をもって普通株式を交付する場合(但し、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式もしくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに交付する場合または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券もしくは権利の転換・交換または行使による場合を除く。)

調整後の転換価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、又は、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

当社普通株式の株式分割または当社普通株式の無償割当てをする場合
調整後の転換価額は、当社普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降または、当社普通株式の無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用する。但し、当社普通株式の無償割当てについて、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(3)号に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する定めがあるものを発行する場合(無償割当ての場合を含む。)、または本項第(3)号に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券もしくは権利を発行する場合(無償割当ての場合を含む。)

調整後の転換価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券または権利(以下「取得請求権付株式等」という。)の全てが当初の条件で転換、交換または行使され当社普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権及び新株予約権付社債の場合は割当日)または無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

上記にかかわらず、転換、交換または行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後の転換価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で転換、交換または行使され当社普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式または取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに本項第(3)号に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する場合

調整後の転換価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、上記取得条項付株式または取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)に関して当該調整前に本項第(2)号またはによる転換価額の調整が行われている場合には、()上記交付が行われた後の本項第(3)号に定める完全希薄化後普通株式数が、上記交付の直前の既発行普通株式数を超えるときに限り、調整後の転換価額は、超過する株式数を転換価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、転換価額調整式を準用して算出するものとし、()上記交付の直前の既発行普通株式数を超えない場合は、本の調整は行わないものとする。

取得請求権付株式等の発行条件に従い当社普通株式株1株当たりの対価(本において「取得価額等」という。)の下方修正等が行われ(本項第(2)号乃至第(4)号と類似の希薄化防止条項に基づく調整の場合を除く。)、当該下方修正後の当該取得価額等が当該修正が行われる日(以下、「修正日」という。)における本項第(3)号に定める時価を下回る価額になる場合

()当該取得請求権付株式等に関し、本項第(2)号 による転換価額の調整が修正日前に行われていない場合、調整後の転換価額は、修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが修正日時点の条件で転換、交換または行使されたものとみなして本項第(2)号 の規定を準用して算出するものとし、修正日の翌日以降これを適用する。

()当該取得請求権付株式等に関し、本項第(2)号 または上記()による転換価額の調整が修正日前に行われている場合で、修正日に残存する取得請求権付株式等の全てを修正日時点の条件で転換、交換または行使され当社普通株式が交付されたものとみなしたときの本項第(3)号 に定める完全希薄化後普通株式数が、当該修正が行われなかった場合の既発行普通株式数を超えるときには、調整後の転換価額は、当該超過株式数を転換価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、転換価額調整式を準用して算出するものとし、修正日の翌日以降これを適用する。なお、1か月間に複数回の取得価額等の修正が行われる場合には、調整後の転換価額は、当該修正された取得価額等のうちの最も低いものについて、転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該月の末日の翌日以降、これを適用する。

本項第(2)号 乃至 における対価とは、当該株式または新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の発行に際して払込みがなされた額(本項第(2)号 における新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。)から、その取得または行使に際して当該株式または新株予約権の所持人に交付される金銭その他の財産の価額を控除した金額を、その取得または行使に際して交付される当社普通株式の数で除した金額をいう。

本項第(2)号 乃至 の各取引において、当社普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会または取締役会その他当社機関の承認を条件としているときには、本項第(2)号 乃至 にかかわらず、調整後の転換価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用するものとする。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}) \times \text{調整前転換価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$

26 転換価額の調整

この場合に1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

(3) 転換価額調整式中の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額が初めて適用される日(ただし、本項第(2)号 の場合は基準日)に先立つ45取引日に始まる30取引日の株式会社ジャスダック証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

完全希薄化後普通株式数は、調整後の転換価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除し、当該転換価額の調整以前に、本項第(2)号乃至第(4)号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えたものとする(当該転換価額の調整において本項第(2)号乃至第(4)号に基づき「交付普通株式数」に該当するものとみなされることとなる当社普通株式数を含む。)

本項第(2)号 乃至 に定める証券または権利に類似した証券または権利が交付された場合における調整後の転換価額は本項第(2)号の規定のうち、当社証券または権利に類似する証券または権利についての規定を準用して算出するものとする。

(4) 本項第(2)号の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本社債権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な転換価額の調整を行う。

株式の併合、当社を存続会社とする合併、他の会社が行う吸収分割による当該会社の権利義務の全部または一部の承継、または他の株式会社が行う株式交換による当該株式会社の発行済株式数の全部の取得のために転換価額の調整を必要とするとき。

その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。

転換価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(5) 本社債権者に対して公告をする場合は、当社の定款所定の方法によりこれを行う。但し、法令に別段の定めがある場合を除き、公告の掲載に代えて各本社債権者に直接通知する方法によることができる。

27 代用払込に関する事項	本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該本新株予約権に係る本社債とし、当該本社債の価額はその払込金額と同額とする。なお、交付株式数に転換価額（ただし、第26項によって調整された場合は調整後の転換価額）を乗じた額が本社債の払込金額を下回る場合には、発行会社は、その差額分を精算金として、本新株予約権付社債の社債権者に対して直ちに交付する。
28 本新株予約権の行使後第1回目の配当	行使請求により交付された当社の普通株式の利益配当金については、行使請求が1月1日から6月30日になされたときは1月1日に、7月1日から12月31日までになされたときは7月1日に、それぞれ新株の発行がなされたものとみなしてこれを支払うものとする。
29 本新株予約権の発行価格を無償とする理由及びその行使に際して払込むべき金額の算定理由	本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、かつ本新株予約権が行使されると代用払込により本社債は消滅するなど、本社債と本新株予約権が相互に密接に関連することを考慮し、また、本新株予約権に内在する理論的な経済的価値と、本社債の利率、繰上償還および発行価額等のその他の発行条件により当社が得ることのできる経済的価値とを勘案して、その発行価額を無償とした。また、本新株予約権付社債が転換社債型新株予約権付社債であることから、本新株予約権1個の行使に際して払込をなすべき額は各本社債の発行価額と同額とし、当初転換価額は、株式会社ジャスダック証券取引所における当社普通株式の普通取引における平成18年7月7日(金)終値に0.9を乗じて算出される金額(1,215円)を基準とした。
30 行使請求受付場所	株式会社ビジネスバンクコンサルティング 管理本部
31 行使請求取次場所	該当事項なし
32 社債管理会社	本新株予約権付社債は、会社法第702条ただし書および会社法施行規則第169条の要件を充たすものであり、社債管理会社は設置されない。
33 新株予約権の譲渡に関する事項	本社債は会社法第254条第2項本文および第3項本文の定めにより、本社債と本新株予約権のうち一方のみを譲渡することはできない。
34 上記に定めるもののほか、本新株予約権付社債の発行に関し必要な事項は、代表取締役社長に一任する。	
35 上記各項については証券取引法による届出の効力発生を条件とする。	

3. 株式交換による株式会社東京リートの完全子会社化の中止

平成18年6月1日、当社は株式会社東京リート（現社名；株式会社パレックス）との間で平成18年10月1日を効力発生日とする株式交換契約を締結いたしました。当該契約において、株式会社東京リートの普通株式1株に対し当社の普通株式84.41株を割り当て交付する予定でありました。しかしながらその後、慎重な検討を重ねた結果、平成18年8月25日開催の取締役会の承認を得て、当該株式交換契約を合意解除いたしました。

前会計年度（自 平成17年1月1日 至 平成17年12月31日）

ストックオプション

平成18年3月30日開催の当社定時株主総会において、商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき、当社及び当社子会社の役員・従業員・顧問契約等に基づき当社に助言をする者に対し、ストックオプションとして新株予約権を無償にて発行することを決議いたしました。

決議年月日	平成18年3月30日
付与対象者の区分及び人数	当社及び当社子会社の役員、従業員並びに顧問等。 なお、人数等の詳細については、定時株主総会後の取締役会にて決定する。
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数（株）	250,000株（上限）
新株予約権の行使時の払込金額（円）	（注）
新株予約権の行使期間	自 平成18年4月10日 至 平成28年3月29日
新株予約権の行使の条件	(1) 新株予約権者のうち、当社及び当社子会社の役員、従業員は、権利行使時において当社または当社子会社の役員及び使用人の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りでない。新株予約権者のうち、顧問等については、権利行使時においても同様の地位であることを要する。ただし取締役会が承認した場合はこの限りではない。 (2) 新株予約権者は、権利行使時において、当該行使にかかる新株予約権発行の日以降、破産宣告を受けていないこと、法令ならびに当社または当社の子会社の内部規律に違反する行為がないことを要する。
新株予約権の譲渡に関する事項	(1) 新株予約権の譲渡、質入、その他の処分をすることができないものとする。 (2) 新株予約権者の相続人は、本新株予約権を行使することができないものとする。

（注）新株予約権を発行する日におけるジャスダック証券取引所の当社株式普通取引の最終価格に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げるものとします。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行後、時価を下回る価額で新株の発行（新株予約権による権利行使の場合を除く）または自己株式を処分する場合、次の算式により払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、当社が資本の減少、合併または株式分割を行う場合等、行使価格の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた時は、資本の減少、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲内で行使価格を調整するものとします。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- (1) 有価証券報告書及びその添付書類
事業年度(第42期)(自平成17年1月1日 至平成17年12月31日)平成18年3月30日関東財務局長に提出
- (2) 臨時報告書
平成18年1月26日関東財務局長に提出
証券取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第14号の規定に基づくものであります。
- (3) 臨時報告書
平成18年4月19日関東財務局長に提出
証券取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づくものであります。
- (4) 臨時報告書
平成18年6月5日関東財務局長に提出
証券取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の2の規定に基づくものであります。
- (5) 臨時報告書の訂正報告書
平成18年8月30日関東財務局長に提出
平成18年6月5日提出の臨時報告書に係る訂正報告書であります。
- (6) 有価証券届出書(新株予約権)及びその添付書類
平成18年3月31日関東財務局長に提出
- (7) 有価証券届出書の訂正届出書
平成18年4月10日関東財務局長に提出
平成18年3月31日提出の有価証券届出書に係る訂正届出書であります。
- (8) 有価証券届出書(転換社債型新株予約権付社債)及びその添付書類
平成18年7月10日関東財務局長に提出
- (9) 自己株券買付状況報告書
報告期間(自平成17年12月1日 至平成17年12月31日)平成18年1月13日関東財務局長に提出
- (10) 自己株券買付状況報告書
報告期間(自平成18年1月1日 至平成18年1月31日)平成18年3月31日関東財務局長に提出
- (11) 自己株券買付状況報告書
報告期間(自平成18年2月1日 至平成18年2月28日)平成18年3月31日関東財務局長に提出
- (12) 自己株券買付状況報告書
報告期間(自平成18年3月1日 至平成18年3月31日)平成18年4月14日関東財務局長に提出

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成17年9月21日

株式会社ビジネスバンクコンサルティング

取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 宮 直仁 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 舩川 博昭 印

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ビジネスバンクコンサルティングの平成17年1月1日から平成17年12月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成17年1月1日から平成17年6月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結剰余金計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ビジネスバンクコンサルティング及び連結子会社の平成17年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成17年1月1日から平成17年6月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成17年7月27日及び平成17年8月31日開催の取締役会において、株式会社ユニファイド・キャピタル・ジャパンの株式を取得し、子会社とすることを決議している。

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は中間連結決算日後に重要な資金の借入を実施している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成18年9月22日

株式会社ビジネスバンクコンサルティング

取締役会 御中

大有ゼネラル監査法人

代表社員
業務執行社員 公認会計士 岩村 浩秀 印

代表社員
業務執行社員 公認会計士 鴨田 真一郎 印

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ビジネスバンクコンサルティングの平成18年1月1日から平成18年12月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成18年1月1日から平成18年6月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ビジネスバンクコンサルティング及び連結子会社の平成18年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成18年1月1日から平成18年6月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

1. 「重要な後発事象」に記載されているとおり、会社は平成18年4月14日開催の取締役会決議に基づき、平成18年7月1日に株式分割を実施している。
2. 「重要な後発事象」に記載されているとおり、会社は平成18年7月10日開催の取締役会において第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行を決議している。
3. 「重要な後発事象」に記載されているとおり、会社は平成18年8月25日開催の取締役会において株式会社東京リートとの株式交換契約を合意解除している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成17年9月21日

株式会社ビジネスバンクコンサルティング

取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 宮 直仁 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 舛川 博昭 印

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ビジネスバンクコンサルティングの平成17年1月1日から平成17年12月31日までの第42期事業年度の中間会計期間（平成17年1月1日から平成17年6月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表及び中間損益計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ビジネスバンクコンサルティングの平成17年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成17年1月1日から平成17年6月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成17年7月27日及び平成17年8月31日開催の取締役会において、株式会社ユニファイド・キャピタル・ジャパンの株式を取得し、子会社とすることを決議している。

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は中間決算日後に重要な資金の借入を実施している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成18年9月22日

株式会社ビジネスバンクコンサルティング

取締役会 御中

大有ゼネラル監査法人

代表社員
業務執行社員 公認会計士 岩村 浩秀 印

代表社員
業務執行社員 公認会計士 鴨田 真一郎 印

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ビジネスバンクコンサルティングの平成18年1月1日から平成18年12月31日までの第43期事業年度の中間会計期間（平成18年1月1日から平成18年6月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ビジネスバンクコンサルティングの平成18年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成18年1月1日から平成18年6月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

1. 「重要な後発事象」に記載されているとおり、会社は平成18年4月14日開催の取締役会決議に基づき、平成18年7月1日に株式分割を実施している。
2. 「重要な後発事象」に記載されているとおり、会社は平成18年7月10日開催の取締役会において第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行を決議している。
3. 「重要な後発事象」に記載されているとおり、会社は平成18年8月25日開催の取締役会において株式会社東京リートとの株式交換契約を合意解除している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。